

# 就労支援・家計改善支援・居住支援・ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携 について

# 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の義務化

## 見直しの必要性

- 就労準備支援事業の対象となる、ひきこもりや長期間就労することが困難な者等、直ちに一般就労することが難しい者、また、家計改善支援事業の対象となる、家計の状況を把握することが難しい者や、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい者は、自治体の規模等に関わらずどの地域にも存在しうる。
- また、令和6年度までに就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する予定がないとしている自治体に対して、その理由や課題等を聞いたところ、以下の状況が確認できた。
  - ・ 事業を実施していない自治体でも、事業の対象となりうる生活困窮者は存在しており、事業の潜在的ニーズがあること
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の代わりに他の制度に基づく支援等を実施している例が確認できたが、その場合、支援内容や効果等が十分ではない場合があることから、就労準備支援事業・家計改善支援事業により、適切かつ着実な支援を行う必要があると考えられること
  - ・ 自治体からは、事業の実施に当たって、「ノウハウや事例の提供」や「委託先の開拓・調整等に関する支援」といった支援が求められている一方、「事業実施の法的根拠の明確化（必須事業化）」を求める声が少なくないこと
- このため、対象者が全国どこに居住していても、就労準備支援事業・家計改善支援事業による支援を受けられるようにするための方策を講じる必要がある。

## 見直しの方向性（案）

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業について、**実施を義務化する方向で検討を進める。**
- その際、**現在事業を実施していない自治体に対する支援**として、以下の取組を行うことを検討。
  - ◆ 事業を実施する際の参考となるよう、既に実施している自治体での立上げ経緯や、実施の際に創意工夫等を行った事例の収集・周知
  - ◆ ノウハウを持つ専門スタッフによる事業立上げの個別支援（自治体コンサルティング事業）の充実
  - ◆ 都道府県に対する広域実施に向けた働きかけ 等

# シェルター事業又は地域居住支援事業の実施の努力義務化

## 見直しの必要性

- 「住まい」は生活の基盤そのものであり、就労の前提ともなるが、生活困窮世帯では、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに「住まい不安定」や「ホームレス」につながるリスクがある。また、虐待やDVを含め、何らかの事情によって、こうした「住まい不安定」や「ホームレス」に陥るリスクがある者はどの地域にも存在しうる。
- 令和6年度までにシェルター事業・地域居住支援事業を実施する予定がないとしている自治体に対して、その理由や課題等を聞いたところ、以下の状況が確認できた。
  - ・ 事業を実施していない自治体でも、事業の対象となりうる生活困窮者は存在しており、事業の潜在的ニーズがあること
  - ・ シェルター事業・地域居住支援事業の代わりに、他の制度に基づく支援等を実施している例が確認できたが、その場合、支援内容や効果等が十分ではない場合があることから、シェルター事業・地域居住支援事業により、適切かつ着実な支援を行う必要があると考えられること
  - ・ また、自治体からは、事業の実施に当たって、「ノウハウや事例の提供」や「委託先の開拓・調整等に関する支援」といった支援が求められていること
- このため、地域の実情に応じて必要となる事業の実施を全国的に推進し、住まいのリスクに対するセーフティネットの整備が図られるようにしていくことが必要。
- その際、一時生活支援事業の名称については、地域で継続的に安定して居住できるような支援を行う事業であることを明確化するため、より適当な事業名への変更も併せて考えていくことが必要。

## 見直しの方向性（案）

- 一時生活支援事業については、全国的に、**地域の実情に応じてシェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業を実施するよう、努力義務化する方向で検討を進める。**
- また、**一時生活支援事業の名称については、「居住支援事業」に改める方向で検討を進めていく。**
- その際、**現在事業を実施していない自治体に対する支援**として、以下の取組を行うことを検討。
  - ◆ 事業を実施する際の参考となるよう、既に実施している自治体での立上げ経緯や、実施の際に創意工夫等を行った事例の収集・周知
  - ◆ ノウハウを持つ専門スタッフによる事業立上げの個別支援（自治体コンサルティング事業）の実施
  - ◆ 都道府県に対する広域実施に向けた働きかけ 等

# 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の事業の一体実施

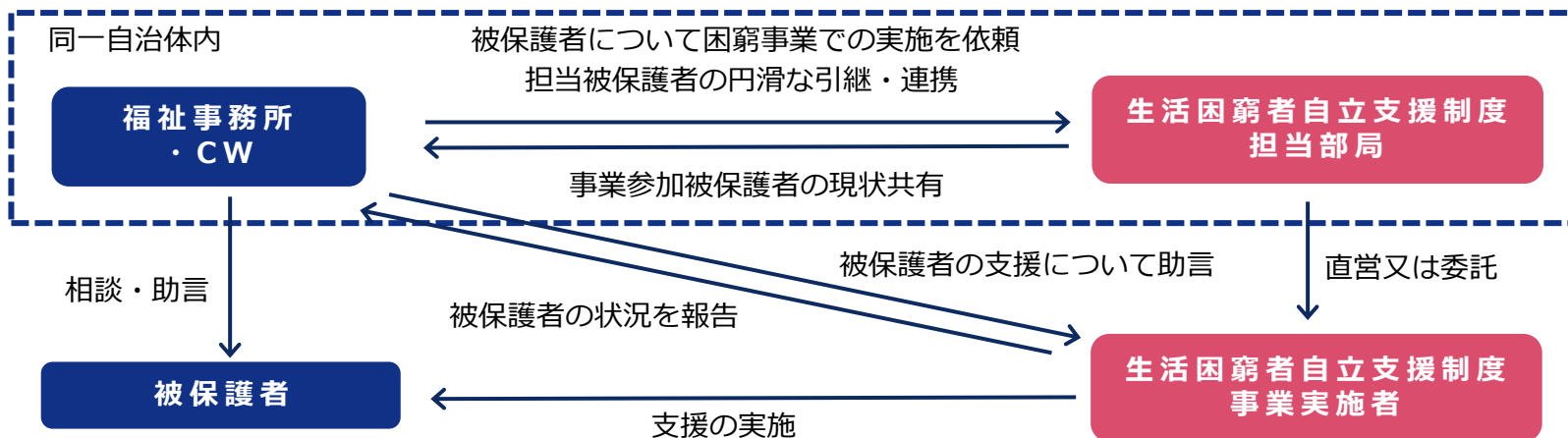
## 見直しの必要性

- 「中間まとめ」では、より多くの被保護者が就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を受けられるようにすること、また、制度をまたいだ支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効活用の観点から、被保護者就労準備支援事業等の実施に代えて、生活困窮者就労準備支援事業等の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めることとされた。また、その際、保護の実施機関の関与が担保されるようにすることが重要であるとされた。

## 見直しの方向性（案）

- より多くの被保護者が支援を受けられるようにするため、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域移行に向けた居住支援について、**任意事業として法定化する方向**で検討を進める。
- その上で、制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するために、
  - ・ 自治体に対し、**各自治体で生活困窮者向けの事業を実施している事業者において、被保護者向けの事業も実施することを推奨**するが、それぞれ別の事業者が事業を実施する場合には、**両制度間の連携強化を図る**ことを推進する。
  - ・ さらに、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域移行に向けた居住支援事業の実施に代えて、**生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を被保護者に対しても実施することを可能とする**ことも検討する。その際、被保護者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、**保護の実施機関（福祉事務所）が継続して関与する仕組み**を検討する。

【イメージ】



## 参考資料



# 就労準備支援事業

## 【実績】

- ・622自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

## 対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

## 支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

### 対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)

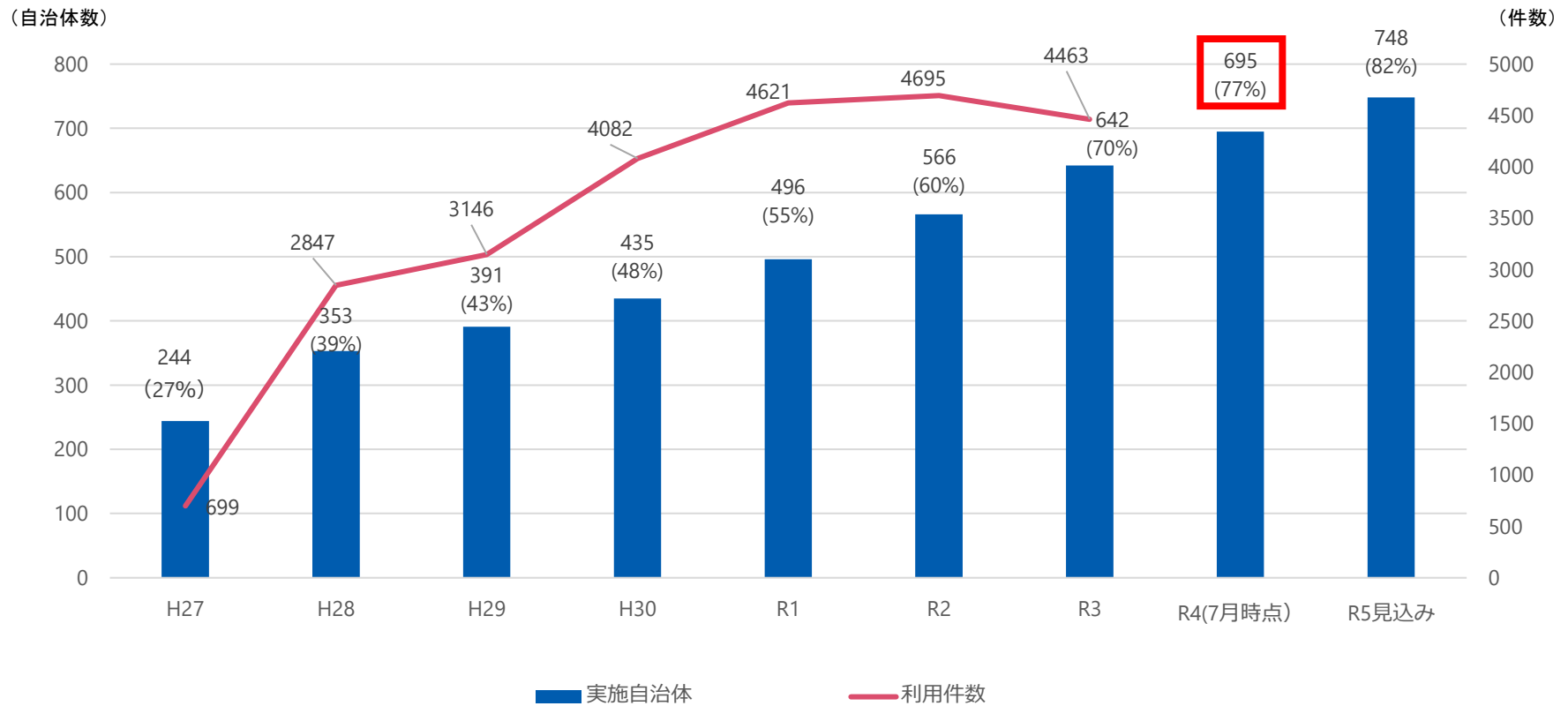


## 期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

# 生活困窮者就労準備支援事業の実施状況

○ 令和4年度（7月時点）の就労準備支援事業の実施自治体数は695自治体で、全体の約8割が実施している。



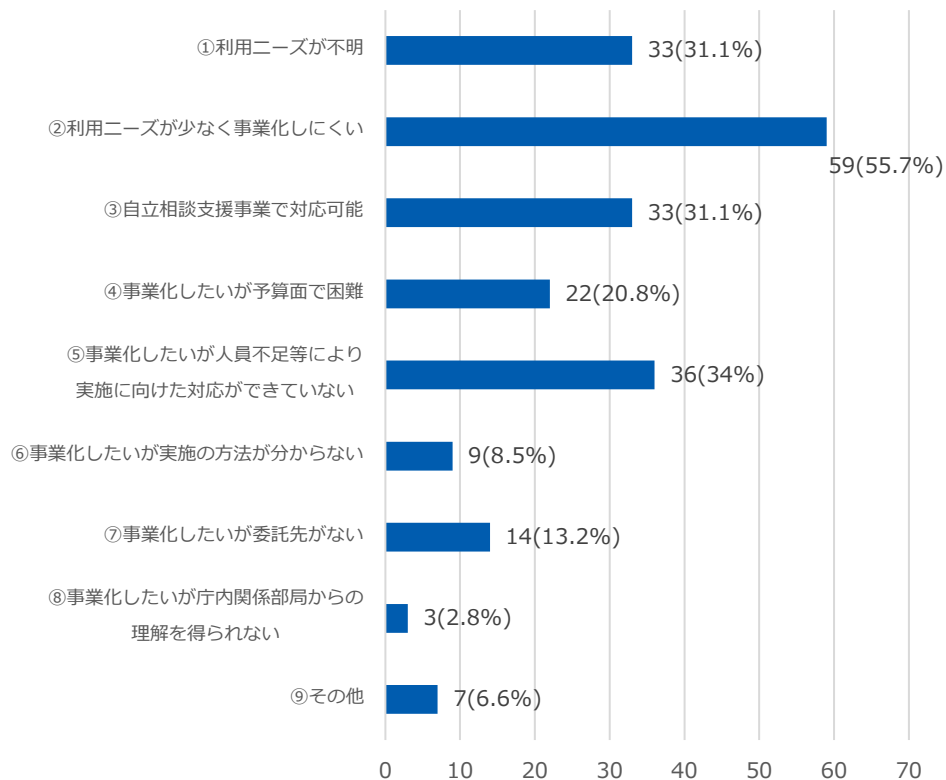
※ H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1～R4（7月時点）「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）、R5見込み「（令和4年度）生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」（困窮室調べ）

# 未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」ことを（最大の）理由として挙げている自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約3割。

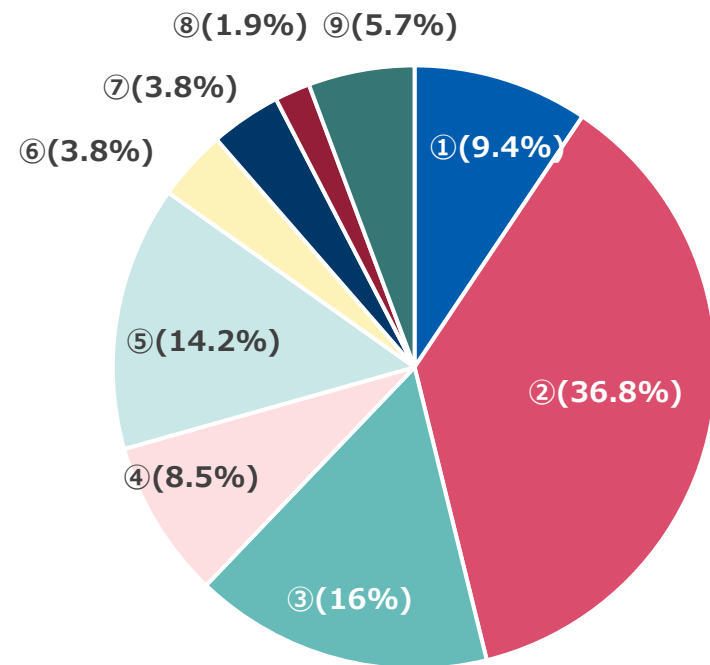
## （1）就労準備支援事業を実施しない理由

（複数回答可）（n=106）



## （1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n=106）





# 未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約76%の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業における就労支援」や「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このような就労準備支援事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
  - ・ 対象者像にあった適切な支援ができなかった、思うように効果が得られなかった
  - ・ 支援に時間と専門的な知識を要する等が挙げられた。

## (2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、ハローワークにおける職業紹介や職業訓練等の雇用支援施策によつては直ちに就職が困難であることから、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行うことが望ましい者（就労準備支援事業の対象者像として想定している者）

- 就労の意思が希薄である又は就労に関する能力が低い
- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要である
- 自尊感情や自己有用感を喪失している

(n = 106)

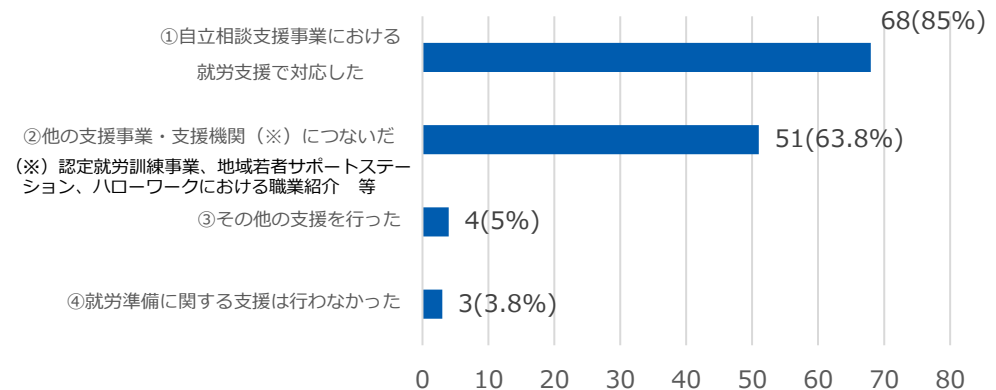
▶ **いた：80自治体（75.5%）**

## (2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 80)

## (2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような就労準備に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 80)



▶ **あった：40自治体（50.0%）**

### 【具体的な困難や課題の内容（例）】

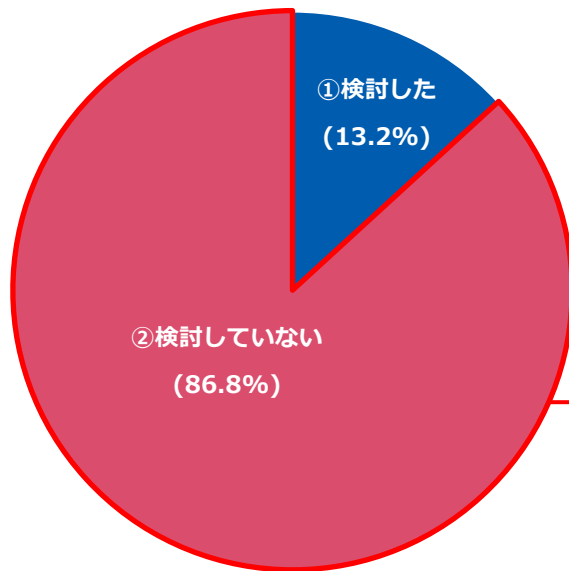
- ・ 本人の意欲の問題もあり、就労に繋がらなかった。 ・ 就労に繋がる見込みが少ないものが多いと感じる。
- ・ 無職の期間が長い方、障害認定はないが何らかの課題を抱えた方は、ハローワークを紹介しても就職に結びつかない場合がある。
- ・ 就労意欲はあっても、生活リズムが整っていないなど、就労に向けたステップアップが思うように進まない。
- ・ 一時的に就労ができたとしても、継続することができない。
- ・ 生活習慣の改善、就労に向けた能力・意欲の向上のために長期間を要する。
- ・ 短期間で成果が出にくい支援であるため、継続的に専門的なサポートが必要であると感じる。など

# 未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、約9割の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、単独実施を想定している自治体を除けば、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

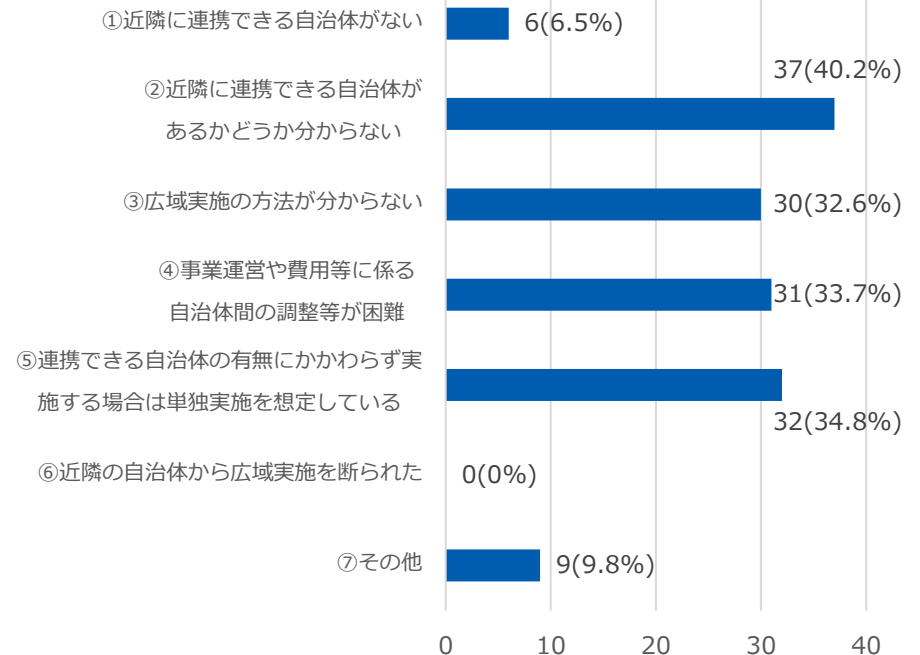
## (3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択) (n=106)



## (3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

(複数回答可) (n=92)

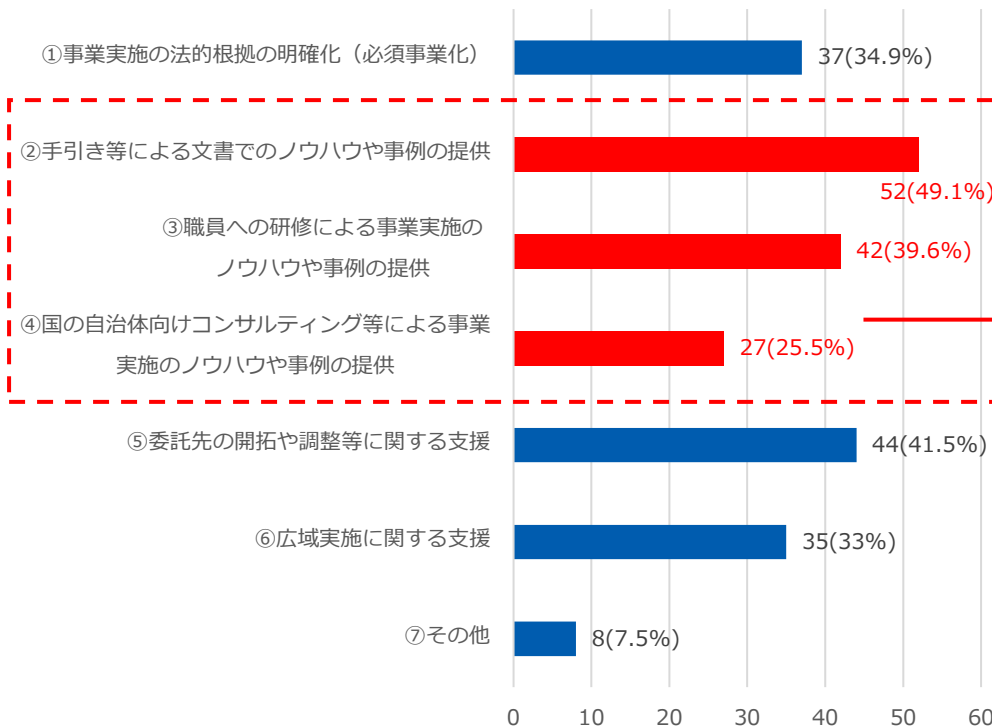


# 未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「実施要綱や仕様書等の例」や「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

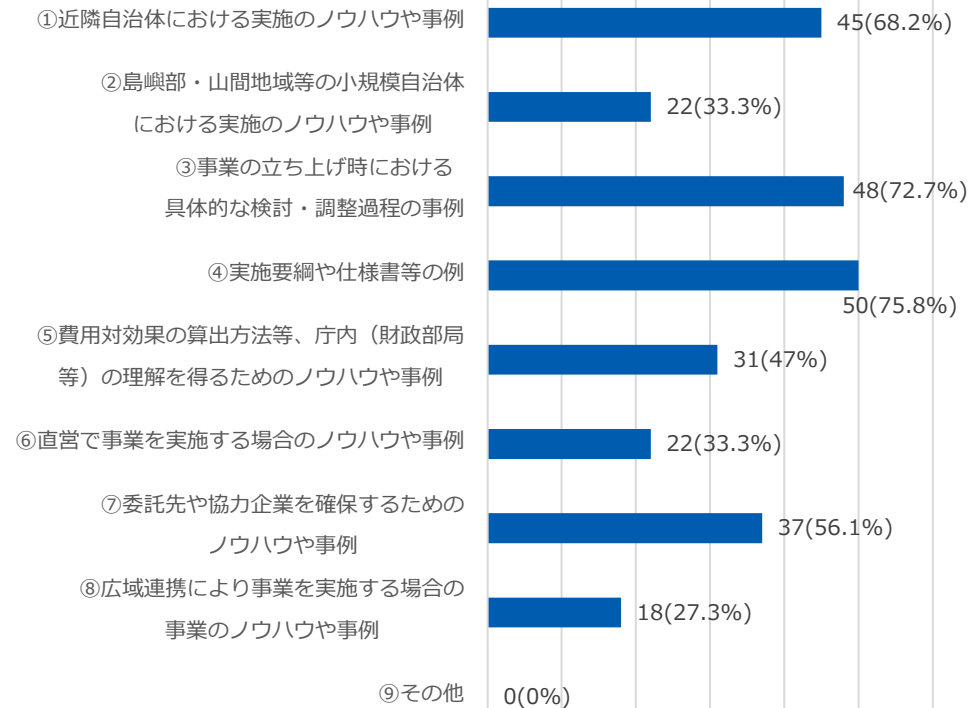
## (4) 現在の補助制度を前提に、就労準備支援事業を実施するには、国・都道府県から更にもどのような支援があると良いか

(複数回答可) (n = 106)



## (4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

(複数回答可) (n = 66)

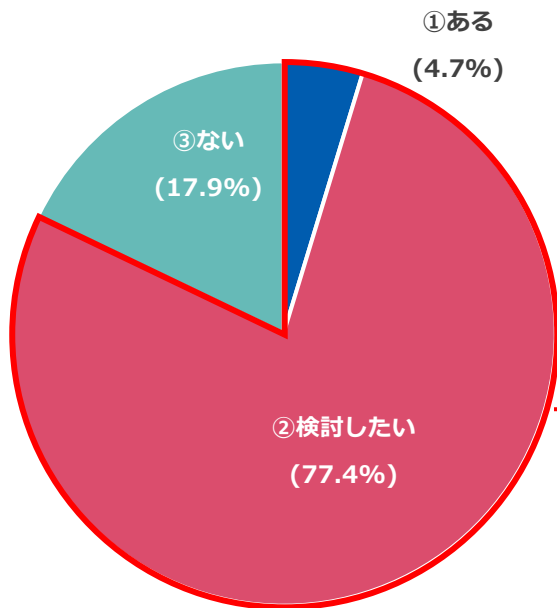


# 未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約 8 割の自治体が就労準備支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

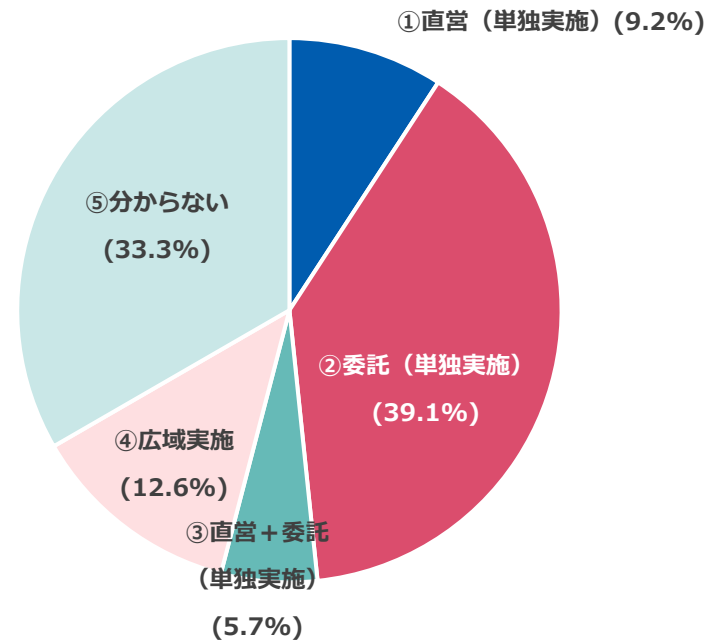
## (5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、就労準備支援事業を実施する意向があるか

(いずれか 1 つを選択) (n=106)



## (5-2) 就労準備支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか 1 つを選択) (n=87)



# 家計改善支援事業

## 【実績】

- ・712自治体(79%)(R4)
- ・利用20,692件(R3)

## 対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

## 支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
  - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
  - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
  - ④貸付のあっせん 等

## 支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化  
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討  
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

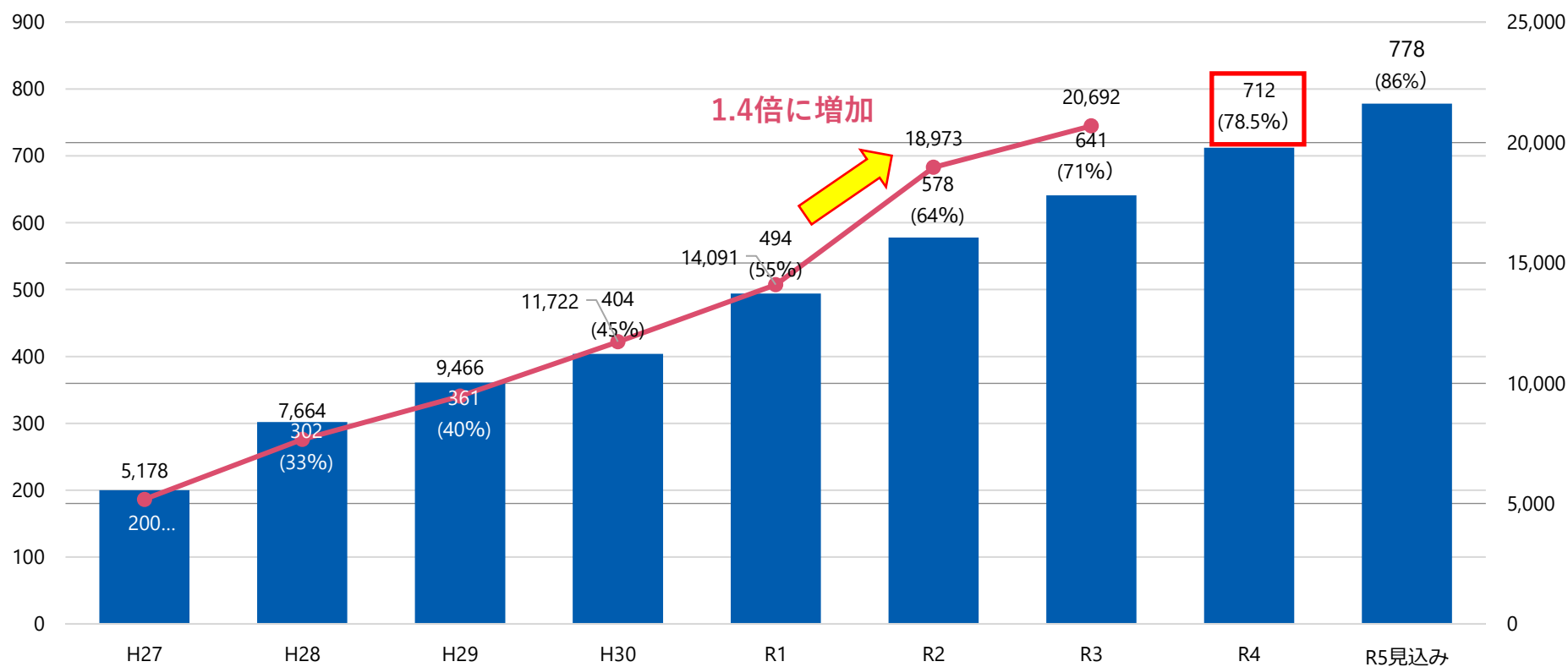
【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

## 期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

# 生活困窮者家計改善支援事業の実施状況

- 令和4年度（7月時点）の家計改善支援事業の実施自治体数は712自治体で、全体の約8割が実施している。



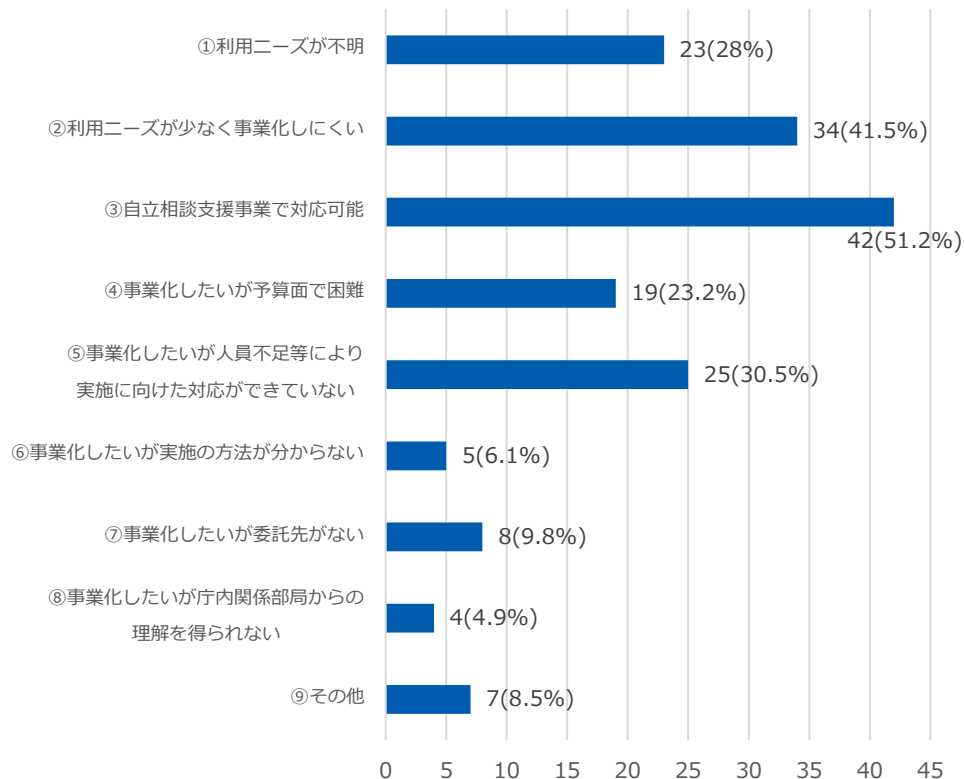
(出典) H27～R4（7月時点）：事業実績調査  
R5：令和4年度任意事業実施予定状況調

# 未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応可能」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが少なく事業化しにくい」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約35%。

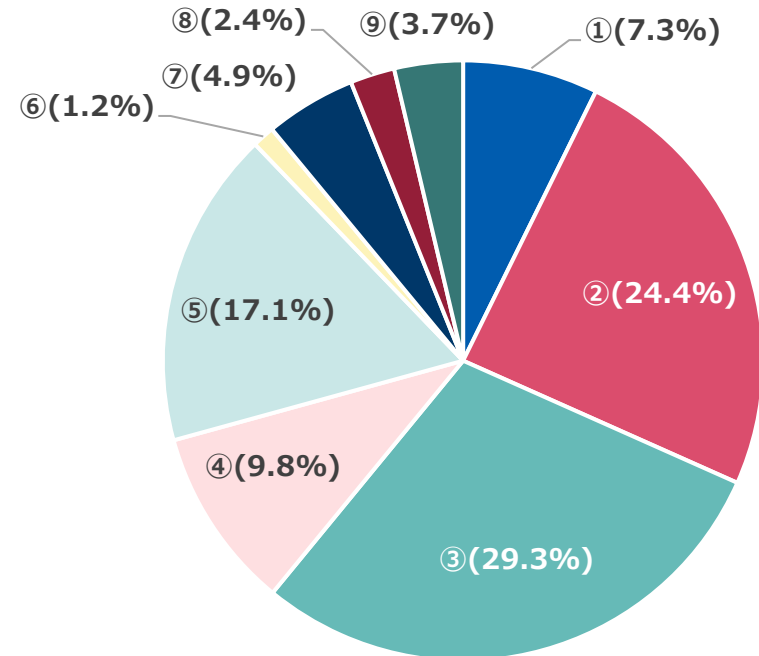
## （1）家計改善支援事業を実施しない理由

（複数回答可）（n=82）



## （1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n=82）



# 未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約85%の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業」や「他の支援事業・支援機関につないだ」といった対応を行っている場合が多い。
- 他方、このような家計改善支援事業以外の方法で対応した場合、半数以上の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
  - ・ 対象者像にあった適切な支援ができなかった、思うように効果が得られなかった
  - ・ 支援に時間と専門的な知識を要する等が挙げられた。

## (2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えていることから、家計の状況把握や家計を改善する意欲を高めるための支援を行うことが望ましい者（家計改善支援事業の対象者像として想定している者）

- 多重債務・過剰債務を抱え、返済が困難になっている
- 収入よりも生活費が多くお金が不足しがちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない
- 家計の状況を把握できていない
- 税金、保険料、家賃、公共料金等を滞納している

(n = 82)

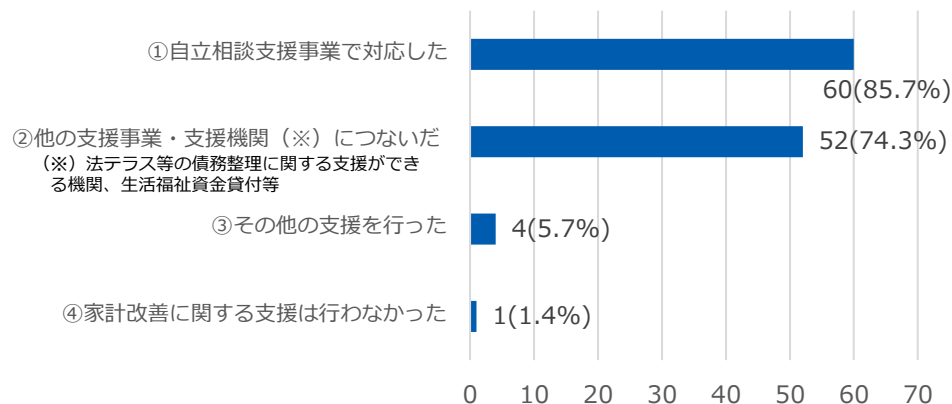
▶ **いた：70自治体（85.4%）**

## (2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 70)

## (2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような家計改善に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 70)



▶ **あった：38自治体（54.3%）**

### 【具体的な困難や課題の内容（例）】

- ・ 相談者自身の家計改善に対する意欲が乏しい。 ・ 生計バランスシートが破綻していることへの理解力がない。
- ・ 家計を改善すべき状況であっても、支出を優先してしまい、具体的な改善に進まない。
- ・ 支援により一時的に家計が改善したケースがあるが、家計改善支援員が不在なため継続した支援が難しい。
- ・ 職員に専門知識がないこと。中長期的な支援が困難なこと。 ・ 根本的な解決に向かっていくには、長期的な支援が必要 など

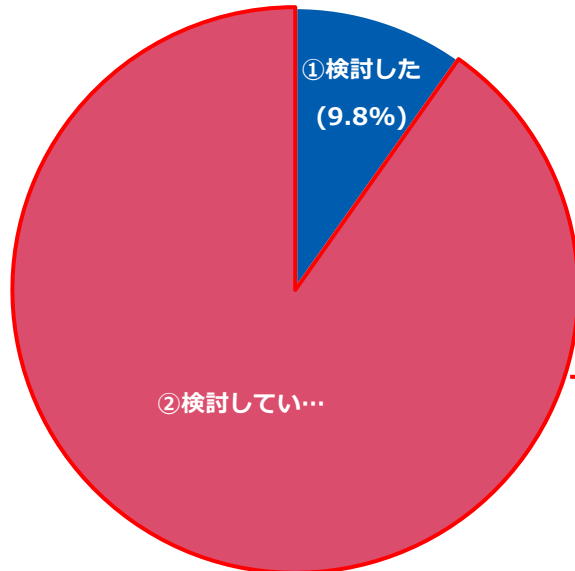


# 未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、約9割の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、単独実施を想定している自治体を除けば、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

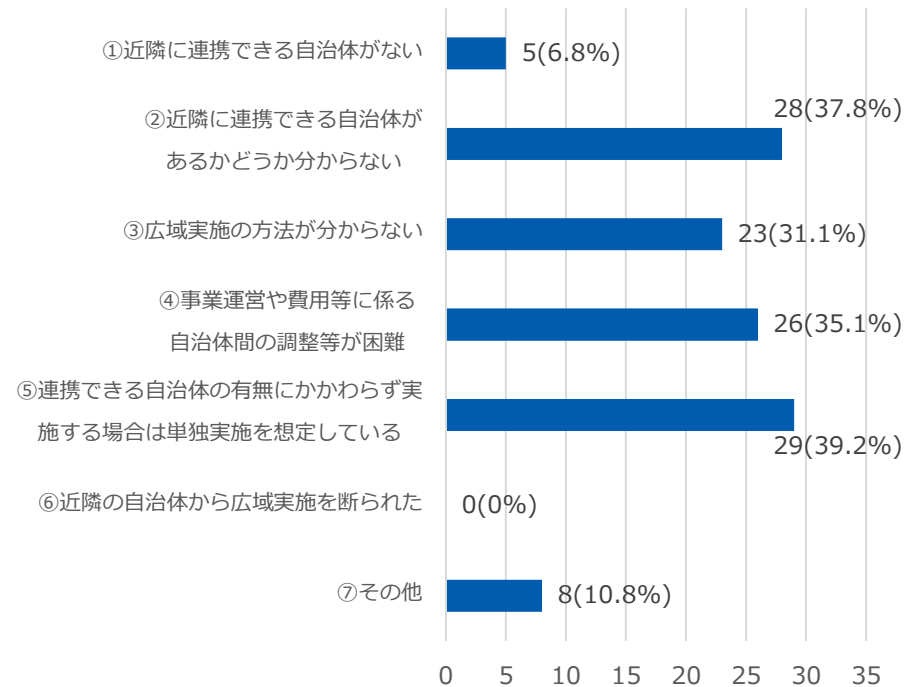
## (3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択)(n=82)



## (3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

(複数回答可)(n=74)

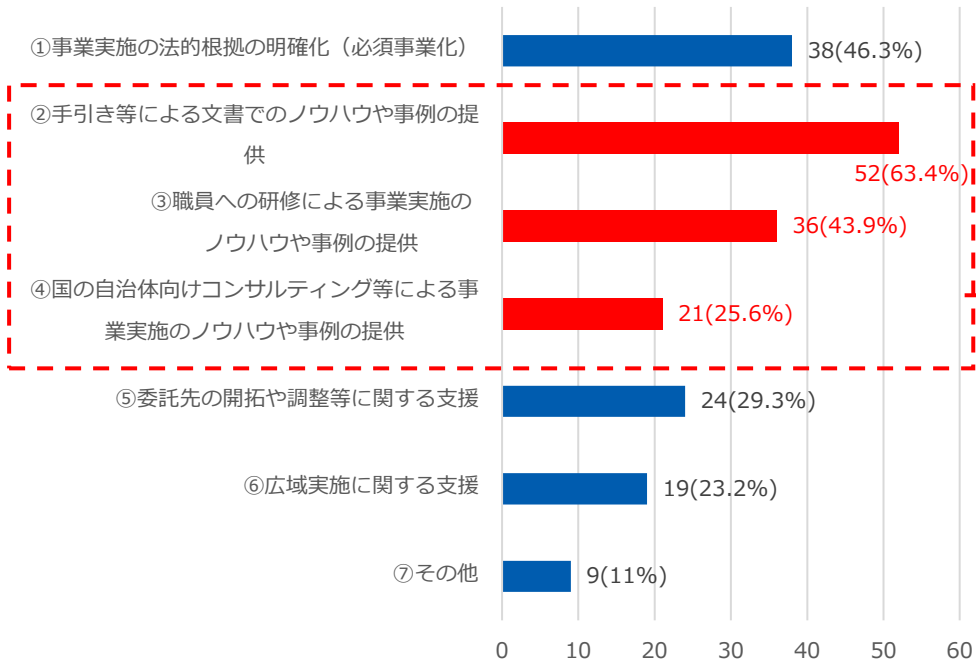


# 未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や事業実施の法的根拠の明確化（必須事業化）を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「実施要綱や仕様書等の例」や「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

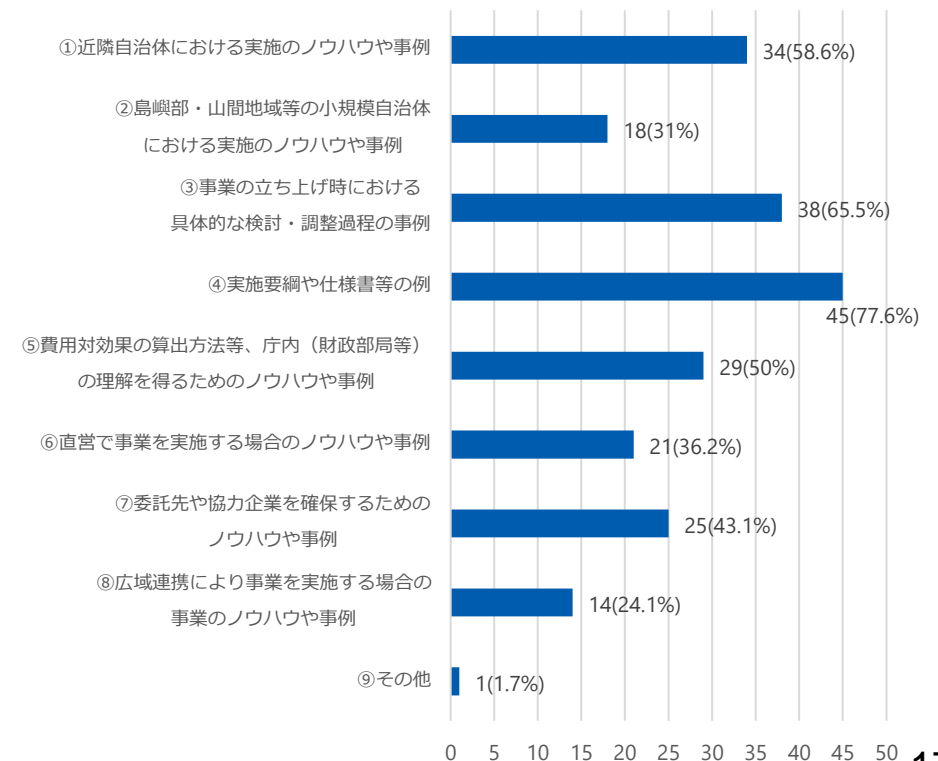
## （４）現在の補助制度を前提に、家計改善支援事業を実施するには、国・都道府県から更にどのような支援があると良いか

（複数回答可）（n = 82）



## （４-2）具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

（複数回答可）（n = 58）

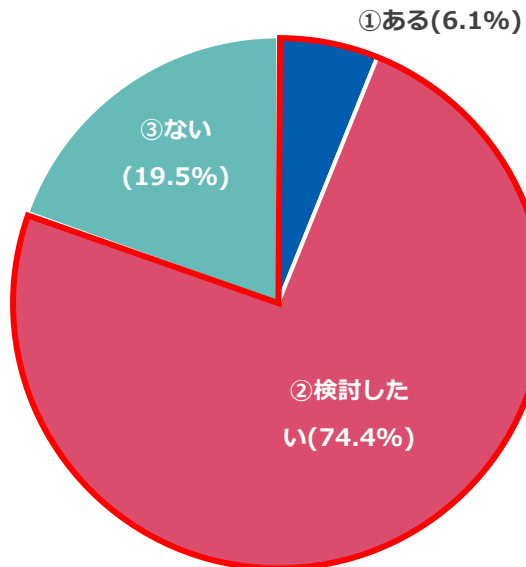


## 未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約 8 割の自治体が家計改善支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

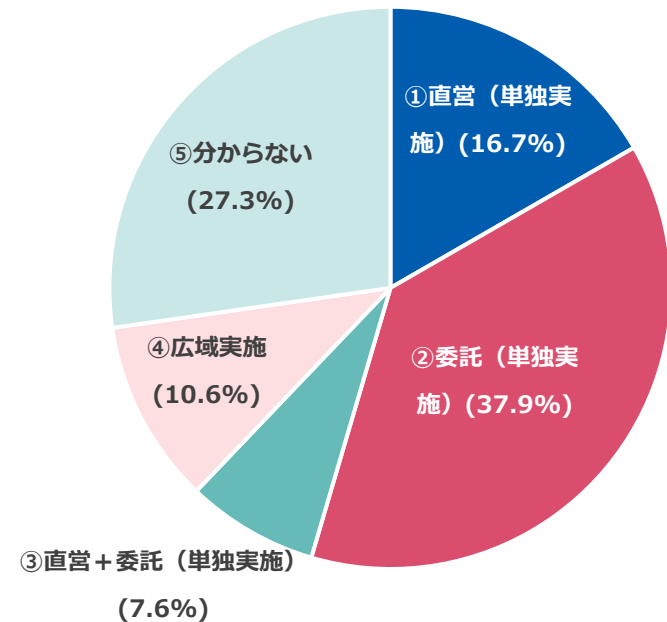
### (5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、家計改善支援事業を実施する意向があるか

(いずれか 1 つを選択) (n=82)



### (5-2) 家計改善支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか 1 つを選択) (n=66)



# 一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】  
・シェルター:346自治体(38%)  
(R3)  
・地域居住支援:54自治体(R4)

## 対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

## 支援のイメージ

### 自立相談支援機関

巡回相談・  
訪問指導

  
住居に不安を  
抱えた  
生活困窮者  
路上、河川敷、  
ネットカフェ、  
サウナ、友人宅

### シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

### 地域居住支援事業

#### ①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集



#### ②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援



#### ③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行った。

## 期待される効果

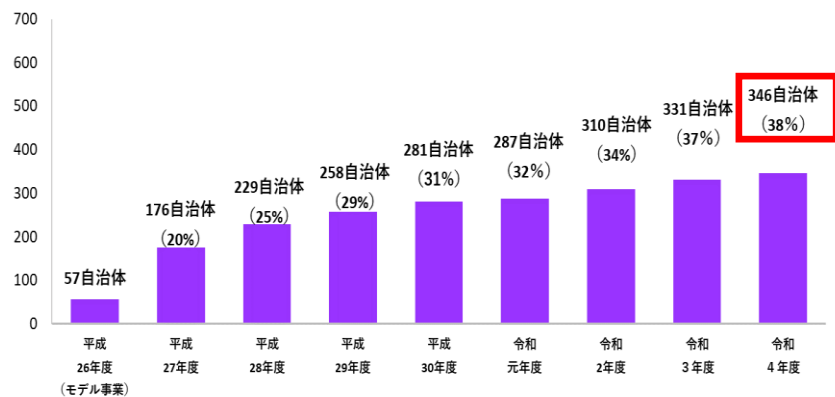
- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

# 生活困窮者一時生活支援事業の実施状況

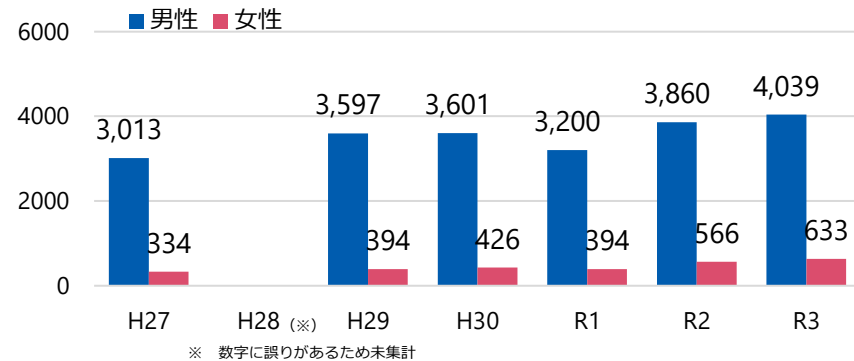
- 令和4年度（7月時点）のシェルター事業の実施自治体数は346自治体で、全体の約4割が実施している。
- 令和4年度（7月時点）の地域居住支援事業の実施自治体数は54自治体。

## シェルター事業

### 実施自治体の推移 (n=906)



### 利用人数の推移



## 地域居住支援事業

### 実施自治体の推移

実施自治体：54自治体（令和4年7月時点）

### 支援人数

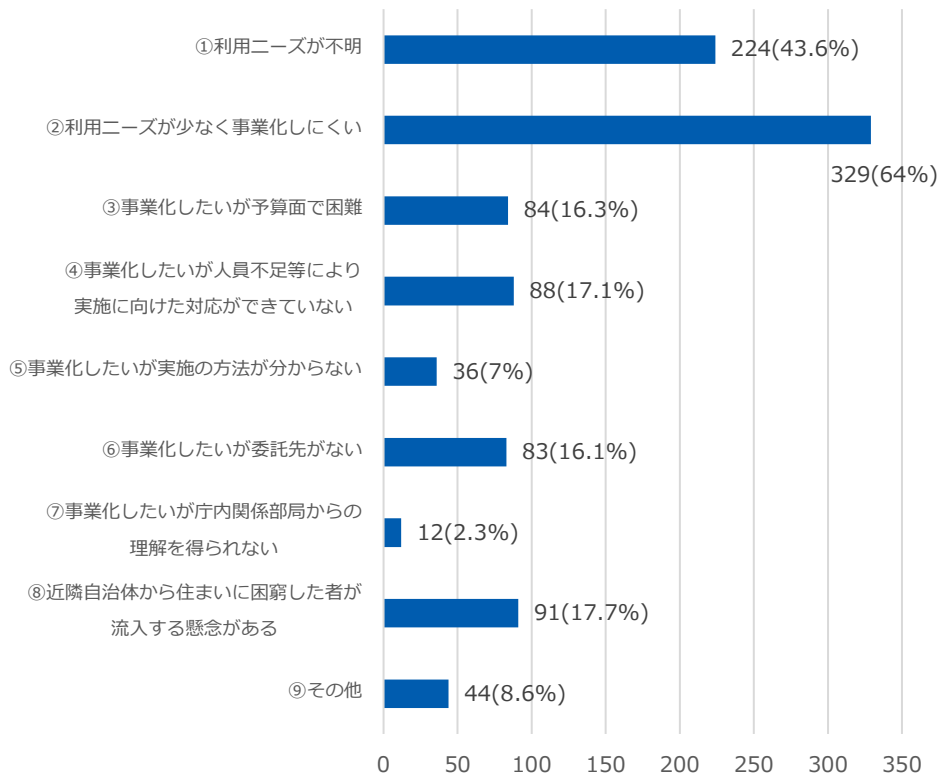
1,792人（令和3年度実績）

# 未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが不明」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約15%。

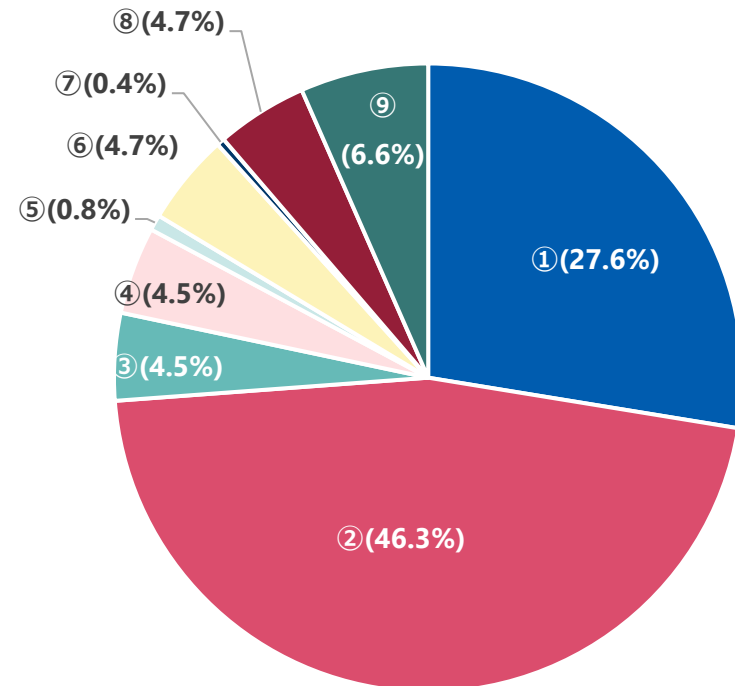
## （1）シェルター事業を実施しない理由

（複数回答可）（n = 514）



## （1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n = 514）

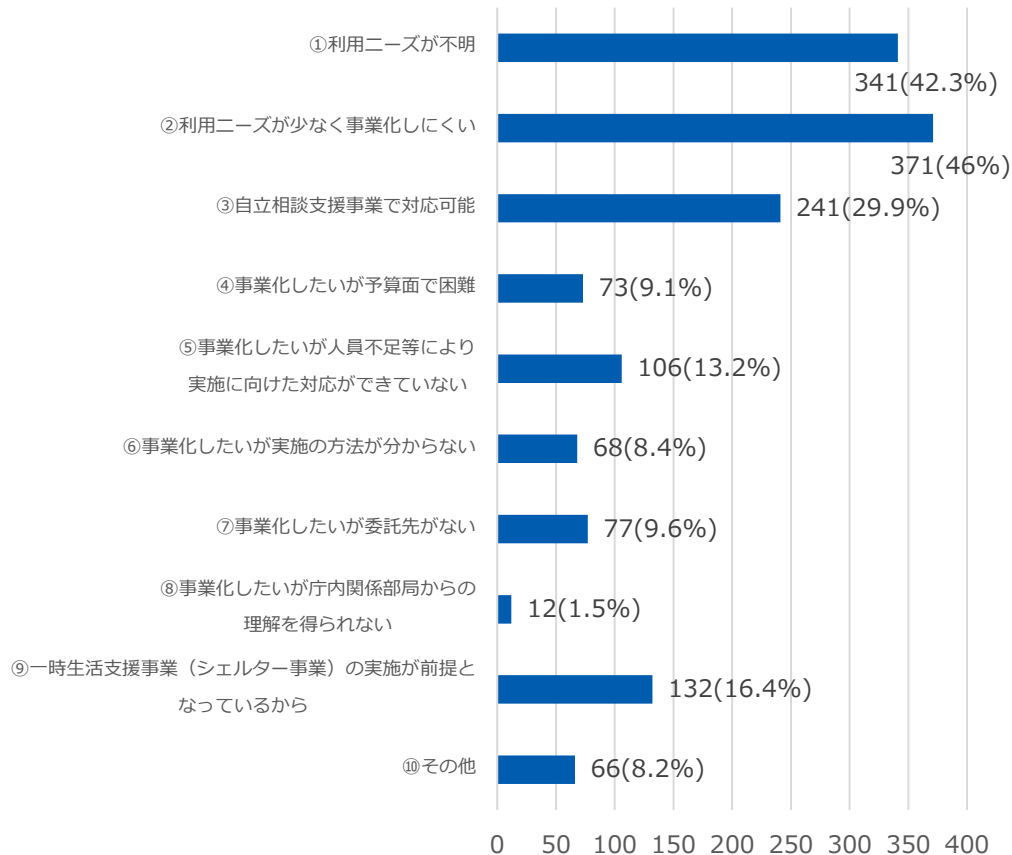


# 未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが不明」「自立相談支援事業で対応可能」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約1割。

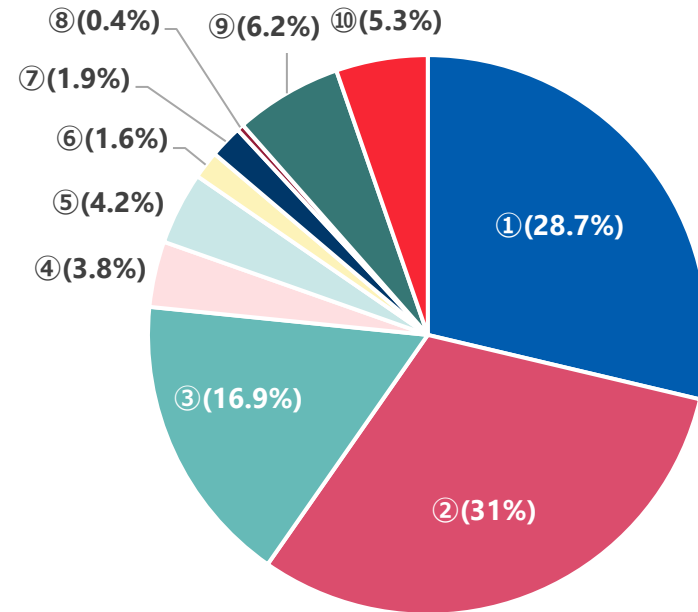
## （1）地域居住支援事業を実施しない理由

（複数回答可）（n=806）



## （1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n=806）



## 未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約7割の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このようなシェルター事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
  - ・ 他の支援事業・支援機関等に頼らざるを得ない場合は、つなぎ先が見つからない場合等がある
  - ・ 一時的な支援にとどまり、根本的な解決につながらない等が挙げられた。

### (2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、居所がない又は居所を失うおそれのあることから、衣食住の提供等の支援を行うことが必要である者（一時生活支援事業（シェルター事業）の対象者像として想定している者）

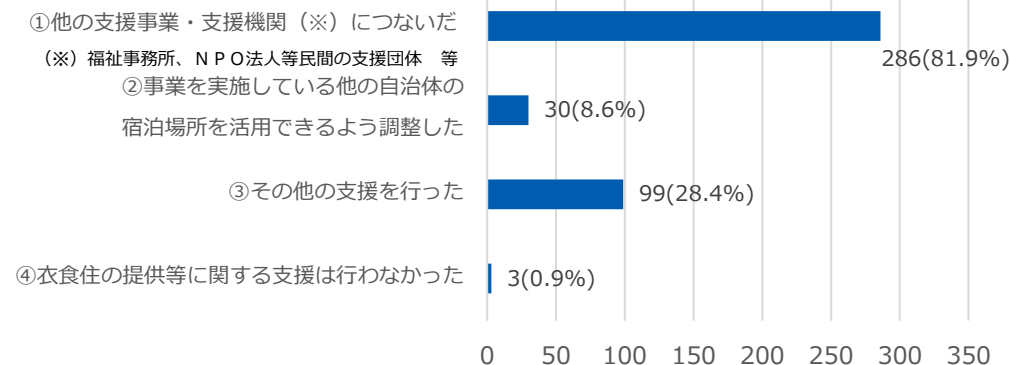
- ホームレス
- 知人宅やネットカフェ等を転々としている不安定居住者
- 家賃滞納により賃貸住宅から追い出された者 等

(n = 514)

▶ **いた：349自治体（67.9%）**

### (2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような衣食住の提供等に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 349)



### (2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 349)

▶ **あった：171自治体（49.0%）**

#### 【具体的な困難や課題の内容（例）】

- ・ 受け入れ先がなかなか見つからない ・ 急に来るので対応が難しい ・ 夜間の時間帯での他の自治体等への連絡や交通手段
- ・ 他の自治体に支援を求めることに抵抗があった。 ・ 一時生活支援事業を実施していないため他に頼るしか術がなく、調整に困難や課題を感じている
- ・ 居住支援法人やNPO法人等へ繋がらなかった場合の対応方法に不安を感じる。
- ・ 好意で行っていただいたため、今後も対応が可能かどうかという不確実な要素が課題である
- ・ 収入があるにもかかわらず家賃滞納等により住居喪失する者は、金銭管理能力が著しく乏しい傾向にあり、その背景には何らかの障害や発達課題が隠れていると思われる。多面的なアセスメントが必要である ・ 一時的な支援に過ぎず、同じことを繰り返す傾向にある相談者が多い



# 未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約6割の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業における住まいに関する相談支援等」や「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このような地域居住支援支援事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
  - ・ 自立相談支援機関の負担となっている
  - ・ 一時的な支援にとどまり、根本的な解決につながらない
  - ・ 他の支援事業・支援機関等に頼らざるを得ない場合は、つなぎ先が見つからない場合等がある等が挙げられた。

## (2) これまでに次のような相談者がいたか

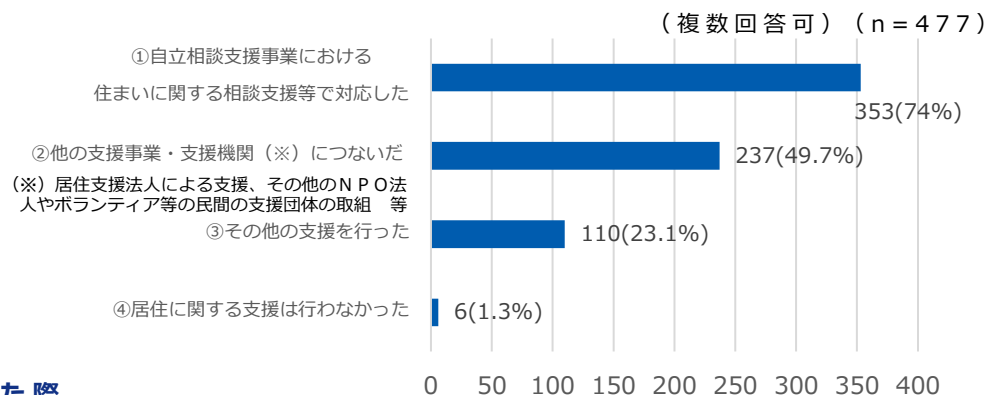
以下のような状況にあることから、地域における安定的な住まいの確保のための支援を行うことが望ましい者（地域居住支援事業の対象者像として想定している者）

- 一時生活支援事業におけるシェルターの退所者
- 知人宅やネットカフェ等を転々としている不安定居住者
- 地域社会から孤立しており、頼れる者がいないことから、日常生活を送る上での困難を抱えたり、住居を失うおそれのある者

(n = 806)

▶ **いた：477自治体（59.2%）**

## (2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような居住に関する支援を実施したか



## (2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 477)

▶ **あった：246自治体（51.6%）**

### 【具体的な困難や課題の内容（例）】

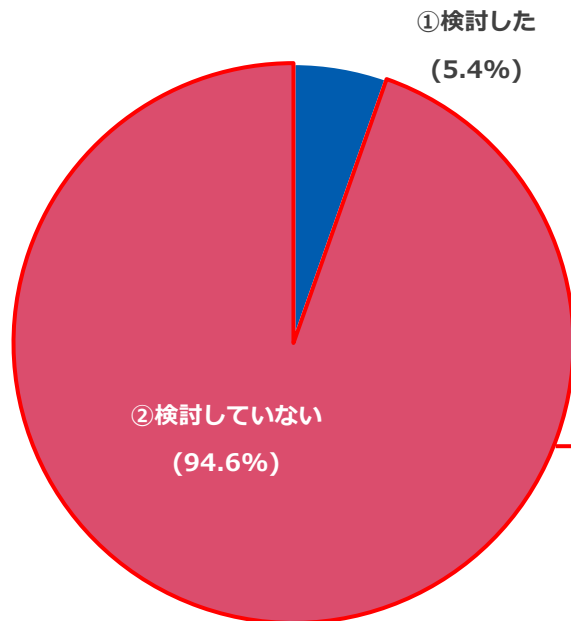
- ・ シェルター退所者は一時生活支援事業の実施年数に応じて増えており、シェルター退所者に対する支援が自立相談支援機関の業務を圧迫している
- ・ 賃貸借契約を二者間の合意の上でできたとしても、転居後に、新生活の家具什器を整えられない者、住民票異動等の変更手続きができない者、通院先が変わり通院が途絶える者、社会との接点が無く孤立する者、早々に家賃滞納する者、ゴミ屋敷化する者、訪問販売等の被害に遭う者等、生活環境の変化に伴う課題が表面化するケースが散見される
- ・ 不安定居住者は、対象者自身に何らかの課題を抱えていることが多く、支援の方策を見出すのに苦慮した
- ・ 居住支援法人やNPO法人等へ繋がらなかった場合の対応方法に不安を感じる
- ・ 庁内住宅部局との連携 ・ 居住支援協議会との連携が難しかった ・ 不安定居住となった背景は多様で、様々な支援機関と連携を図る必要がある

# 未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、9割以上の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

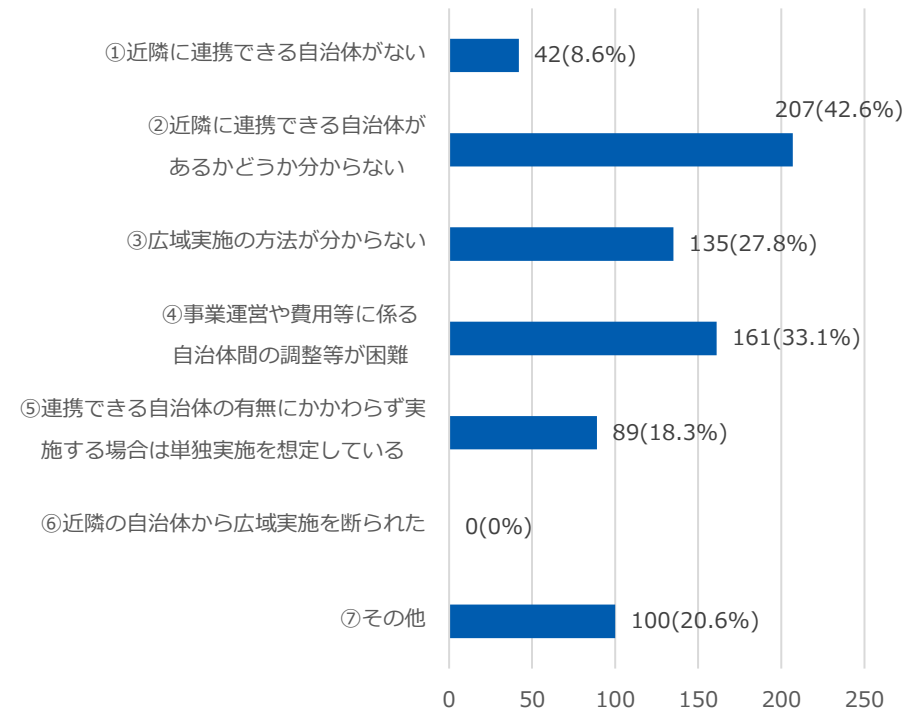
## (3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択) (n=514)



## (3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

(複数回答可) (n=486)

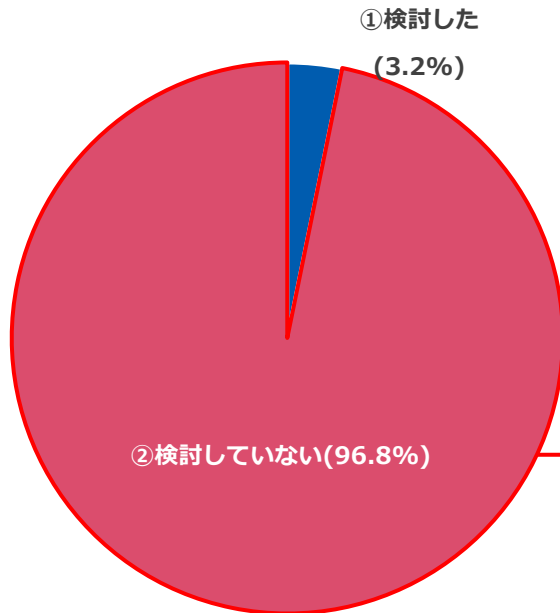


# 未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、9割以上の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

## (3) 広域実施することを検討したか

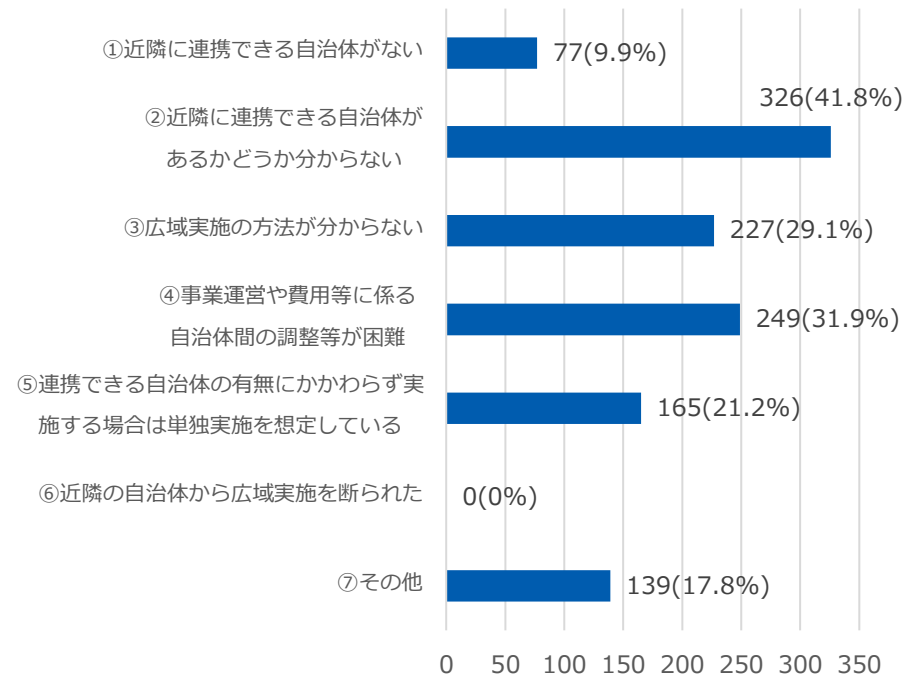
(いずれか1つを選択) (n=806)



## (3-2) (広域実施することを検討していない場合)

### その理由

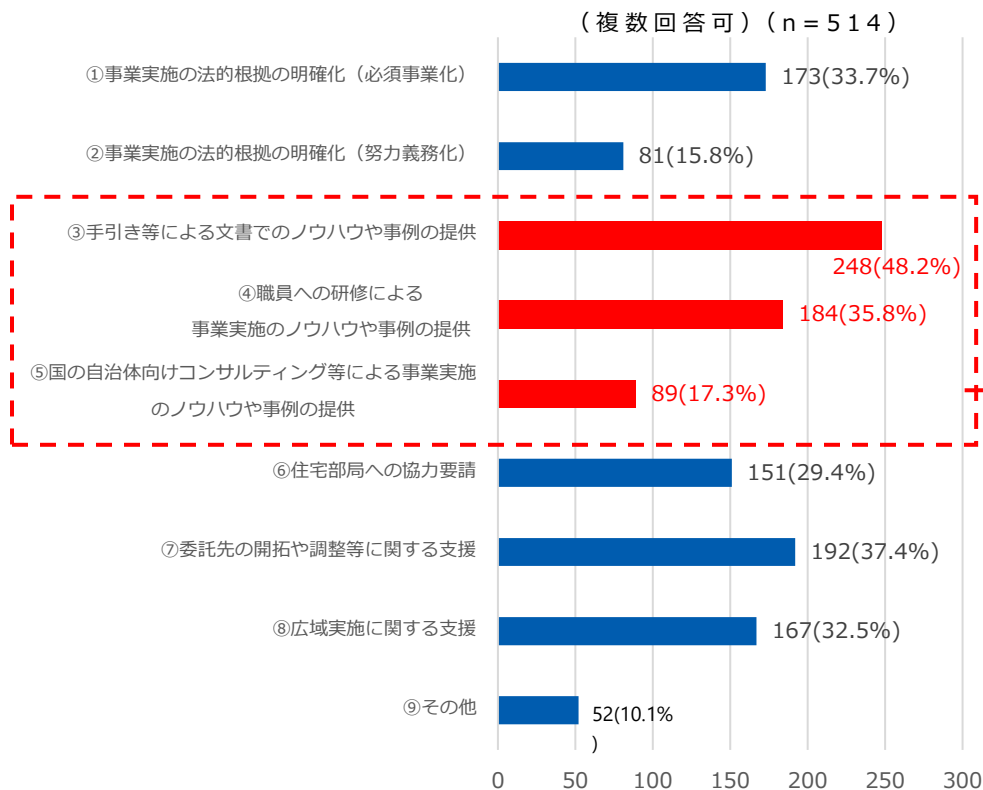
(複数回答可) (n=780)



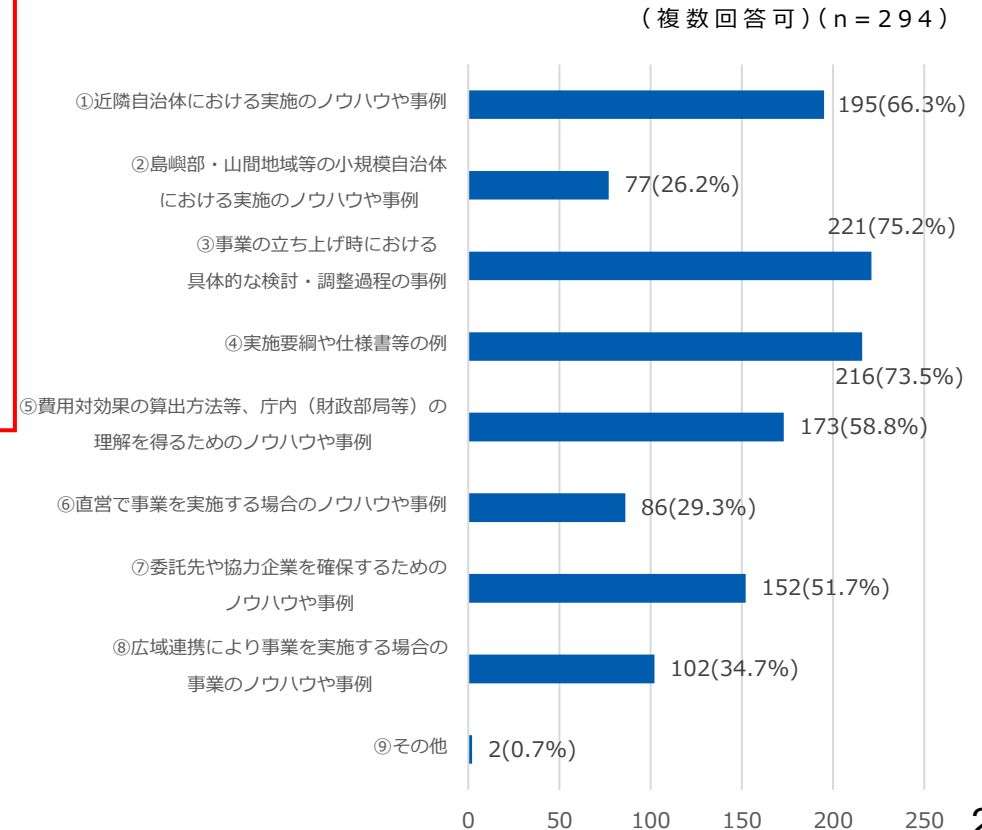
# 未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援等を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」や「実施要綱や仕様書等の例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

## (4) 現在の補助制度を前提に、シェルター事業を実施するには、国・都道府県から更にもどのような支援があると良いか



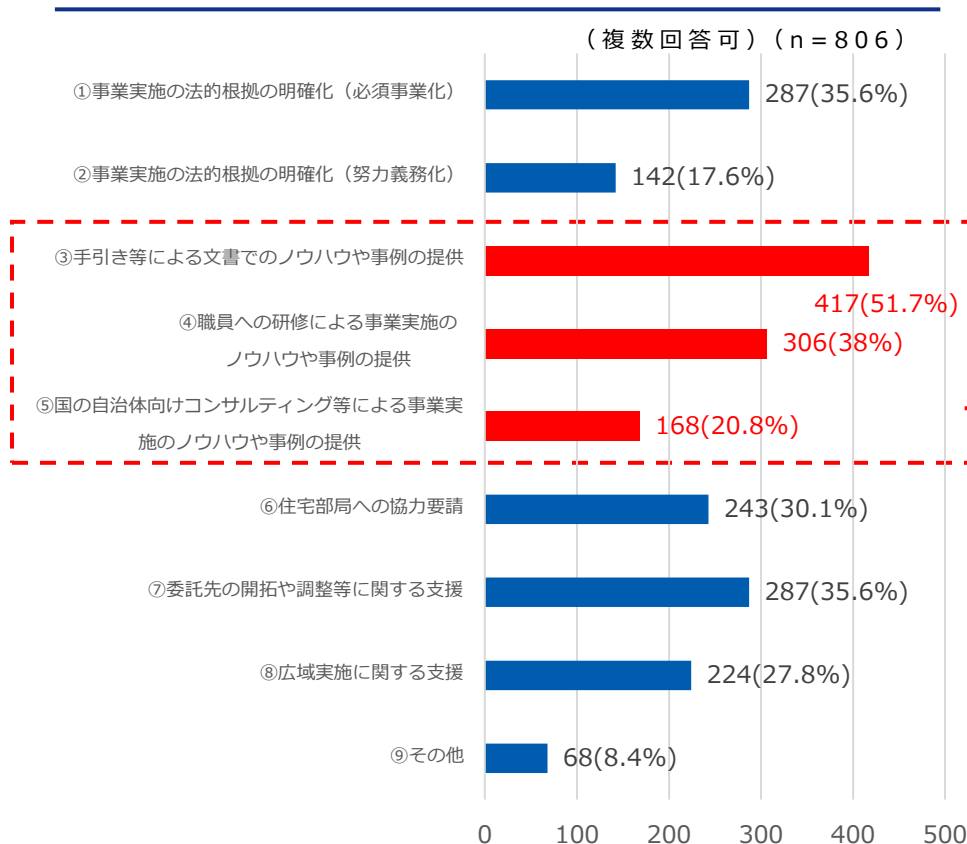
## (4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか



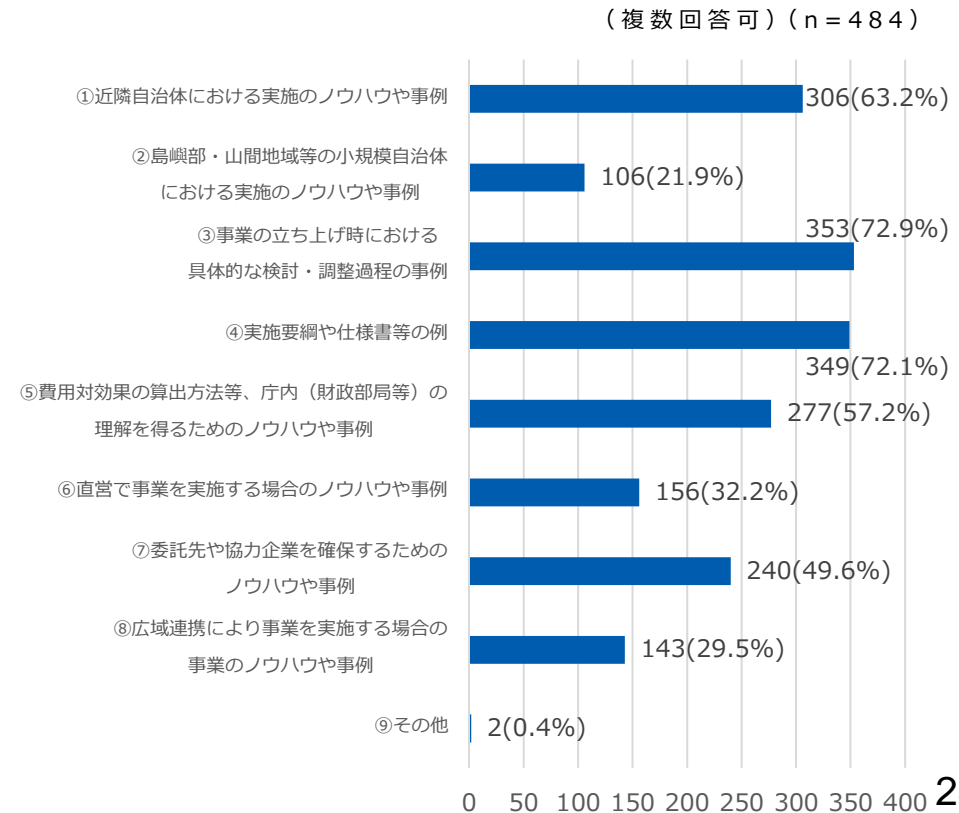
# 未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援等を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」や「実施要綱や仕様書等の例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

## (4) 現在の補助制度を前提に、地域居住支援事業を実施するには、国・都道府県から更にもどのような支援があると良いか



## (4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

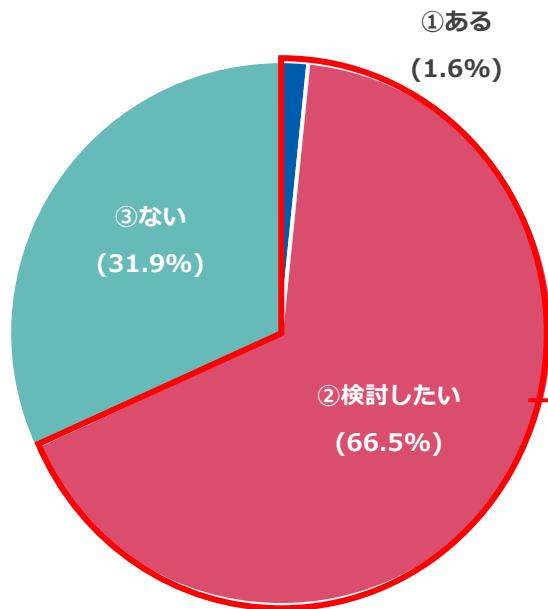


# 未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約7割の自治体が一時生活支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

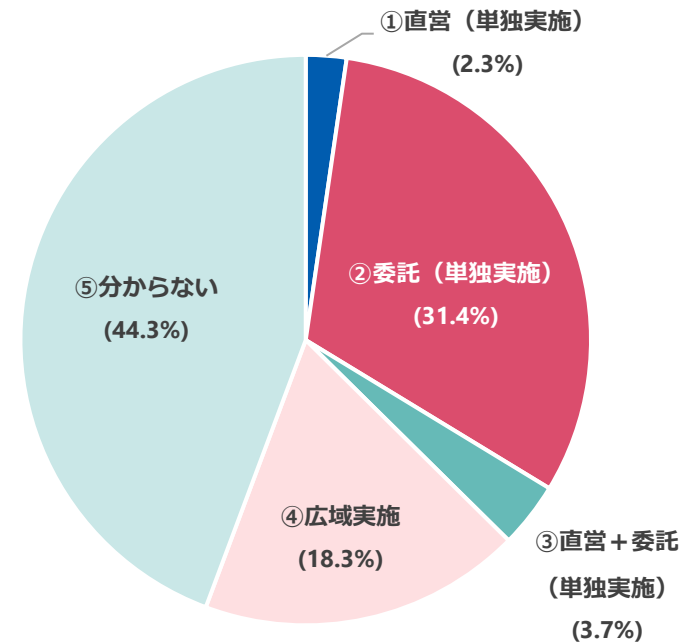
## (5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、シェルター事業を実施する意向があるか

(いずれか1つを選択) (n=514)



## (5-2) シェルター事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか1つを選択) (n=350)

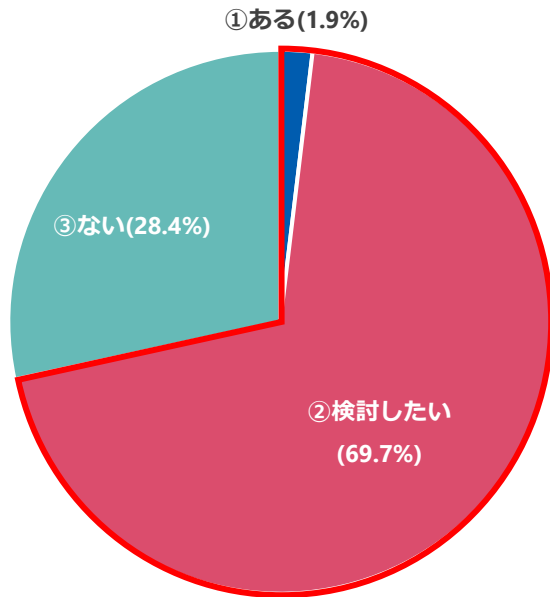


# 未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約7割の自治体が地域居住支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

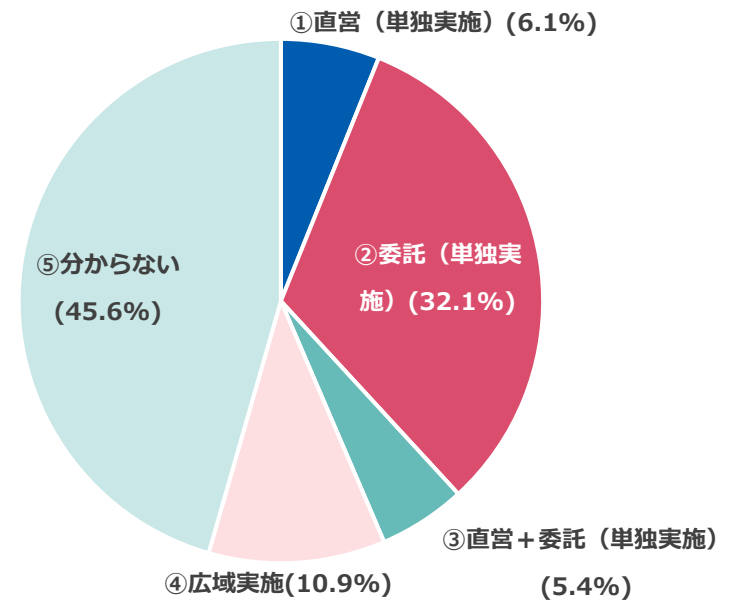
## (5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、地域居住支援事業を実施する意向があるか

(いずれか1つを選択)(n=806)



## (5-2) 地域居住支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか1つを選択)(n=577)

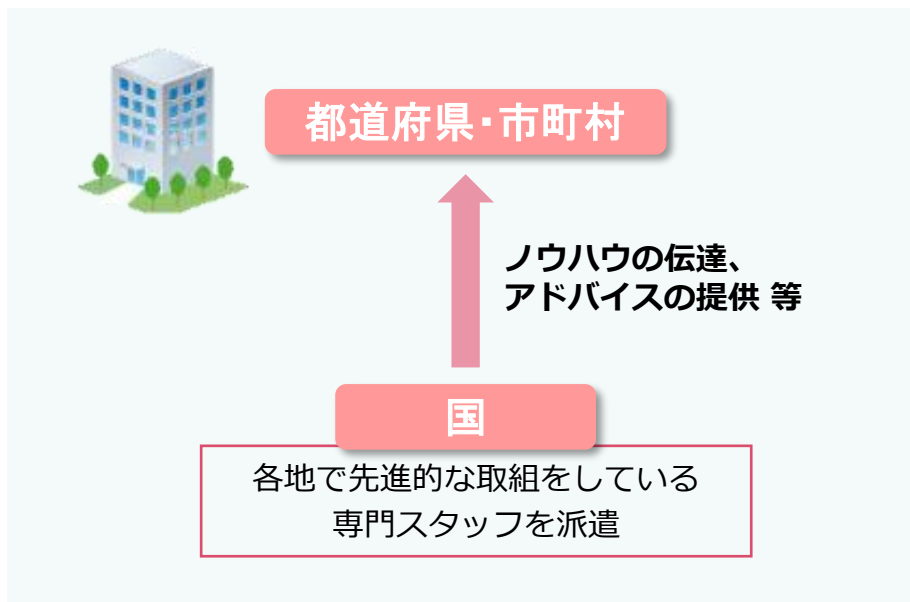


# 自治体・支援員向けコンサルティング

## 事業内容

- **就労準備支援・家計改善支援事業の立ち上げ、各種事業実施上の課題、官民連携等の課題に対し、国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、ノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。**

## 事業イメージ



## < コンサルティングの相談事例 >

- 就労準備支援事業の利用者を増やしたいが方法が分からない。
- 就労体験先など企業との繋がりをどうやって作ったらよいか。

- 家計改善支援事業を立ち上げたいがノウハウがまったくない。
- 庁内連携がうまくいかない。

- 交通の便が悪く、なかなか窓口の人に繋がらない。
- 事業の周知が進まない。広報が苦手。



## 期待される効果

- **地域の実情に合わせた助言を先進的に取り組んでいる支援員や自治体職員等から受けられるため、すぐに実践に活かすことが可能。**

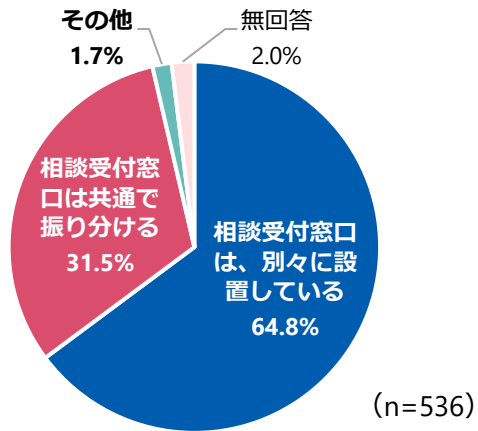


# 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携状況

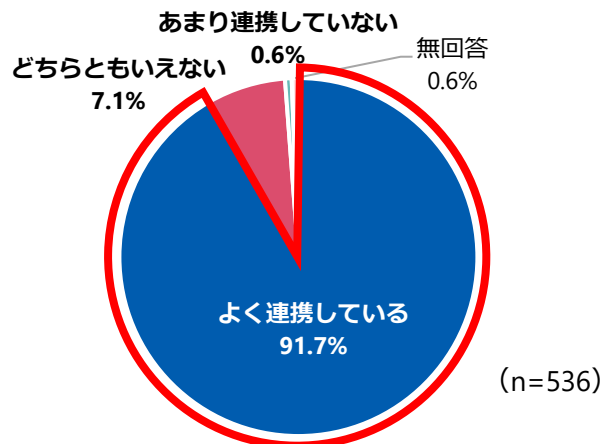
(生活困窮者自立支援部局へのアンケート)

- 相談受付窓口については、約65%の自治体が別々に設置し、約32%の自治体が共通の窓口を設置している。
- 連携状況については、約92%の自治体が「よく連携している」と回答。連携のための取組内容としては、「日常的に意見・情報交換を行っている」が最も多く、逆に「勉強会等により、理念や支援方法への理解を深めている」、「就労訓練等の事業者や就労先等を共有している」は少ない。

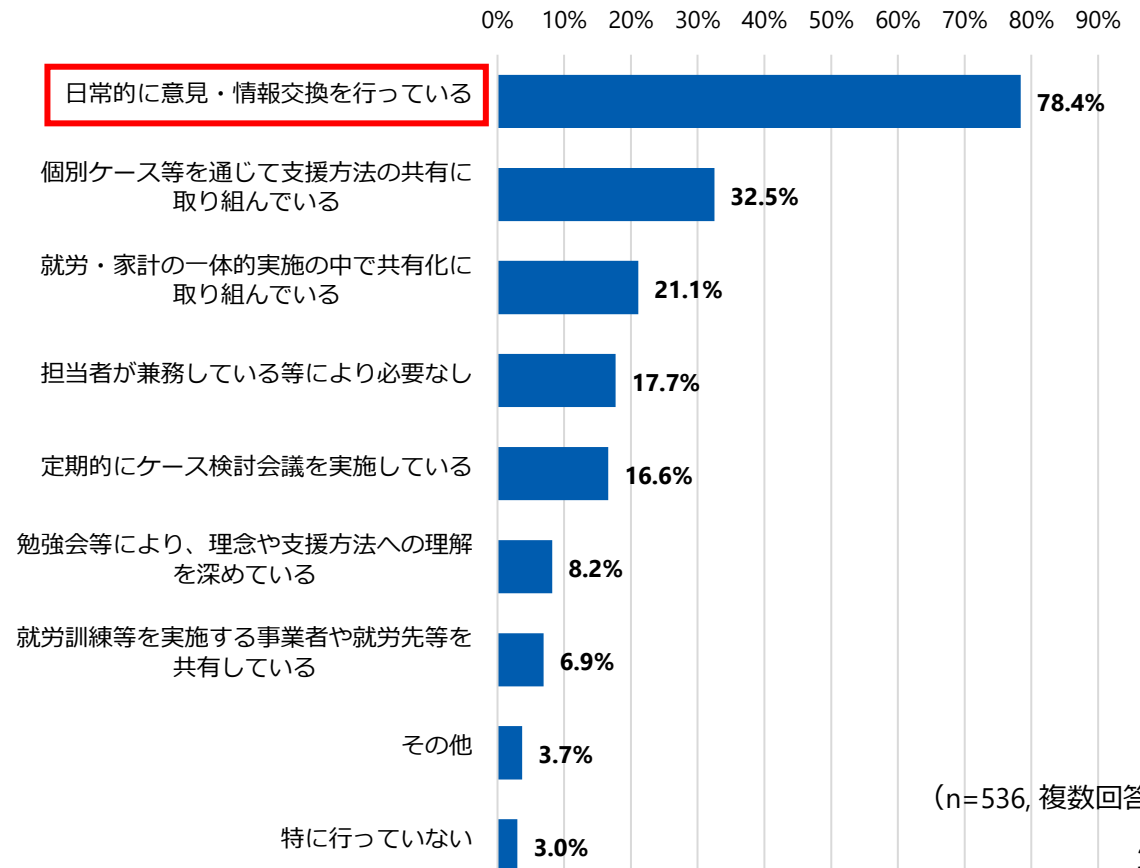
## 相談窓口の体制



## 連携状況



## 連携のための取組内容

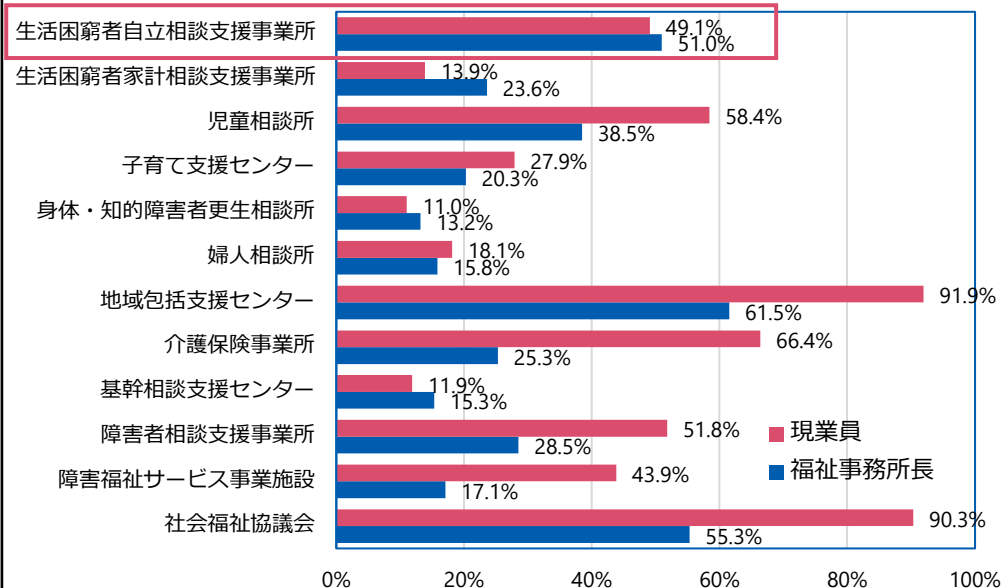


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

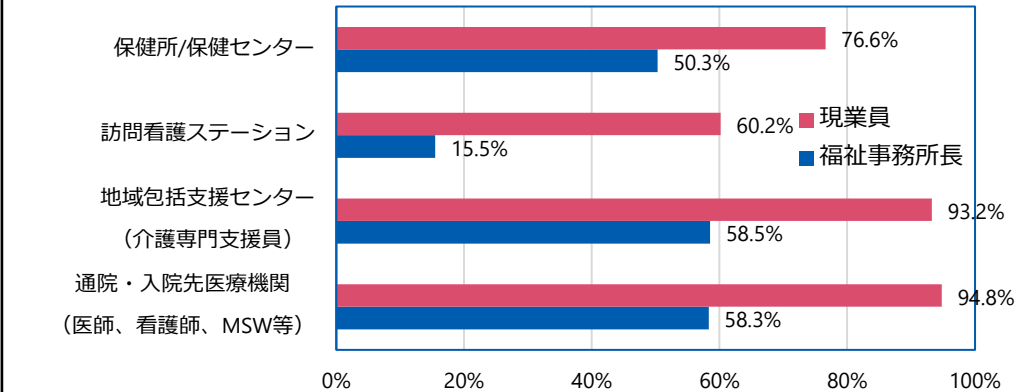
# 福祉事務所と自立相談支援機関等の関係機関との連携状況 (生活保護部局へのアンケート)

○ 福祉事務所の約半数の現業員が、生活困窮者自立相談支援事業所と連携したことがあると回答。

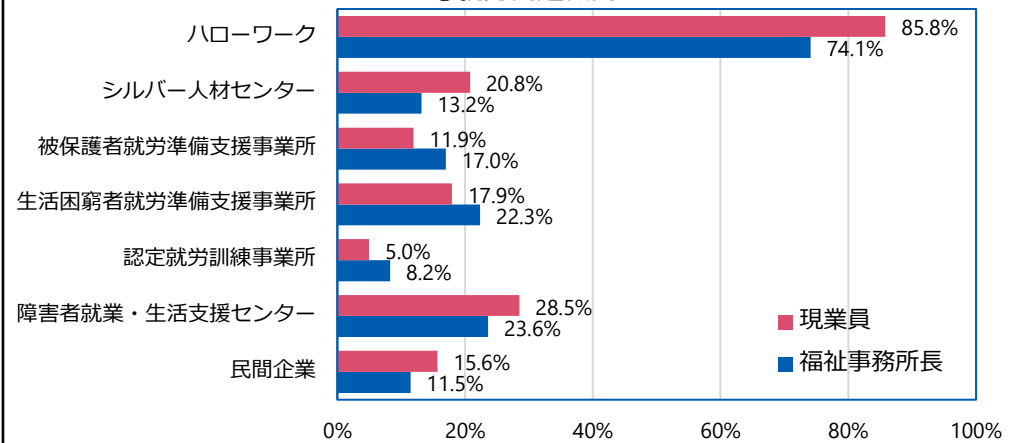
①福祉各法担当機関



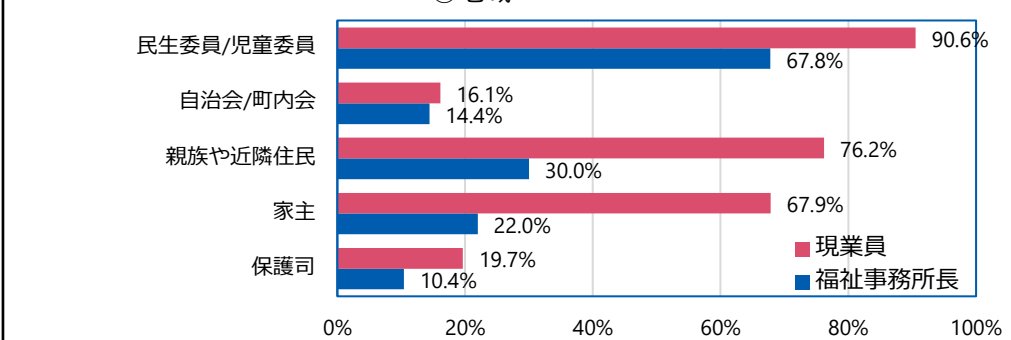
②保健・医療機関



③就労関連機関



④地域



現業員：連携したことがある機関・団体等 (n=2,620)

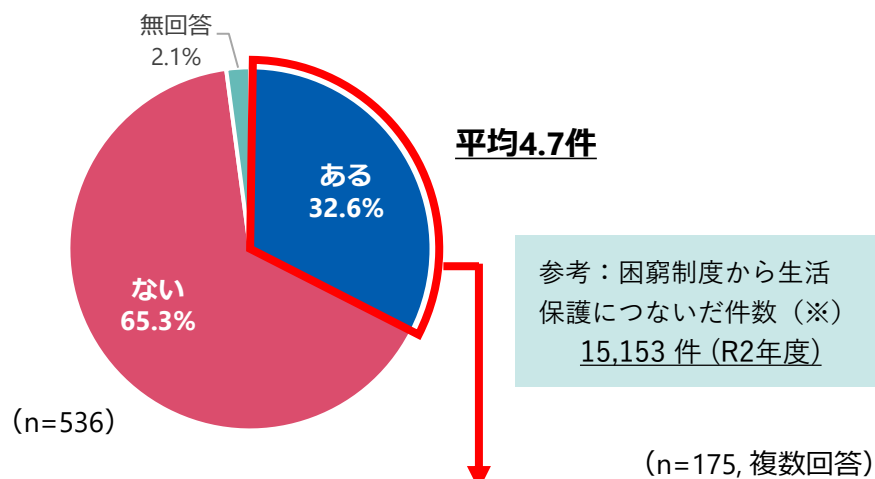
福祉事務所長：連携・協働関係が必要な団体等 (n=873)

※ 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(日本総合研究所) 報告書より抜粋

# 生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

- 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケースがある自治体は約33%あり、平均のケース数は4.7件であった。移行にあたっての課題としては、特に課題はないと回答した自治体が4割近くある一方、約19%の自治体が「移行後の本人との関係性の構築が難しい」という課題を挙げた。

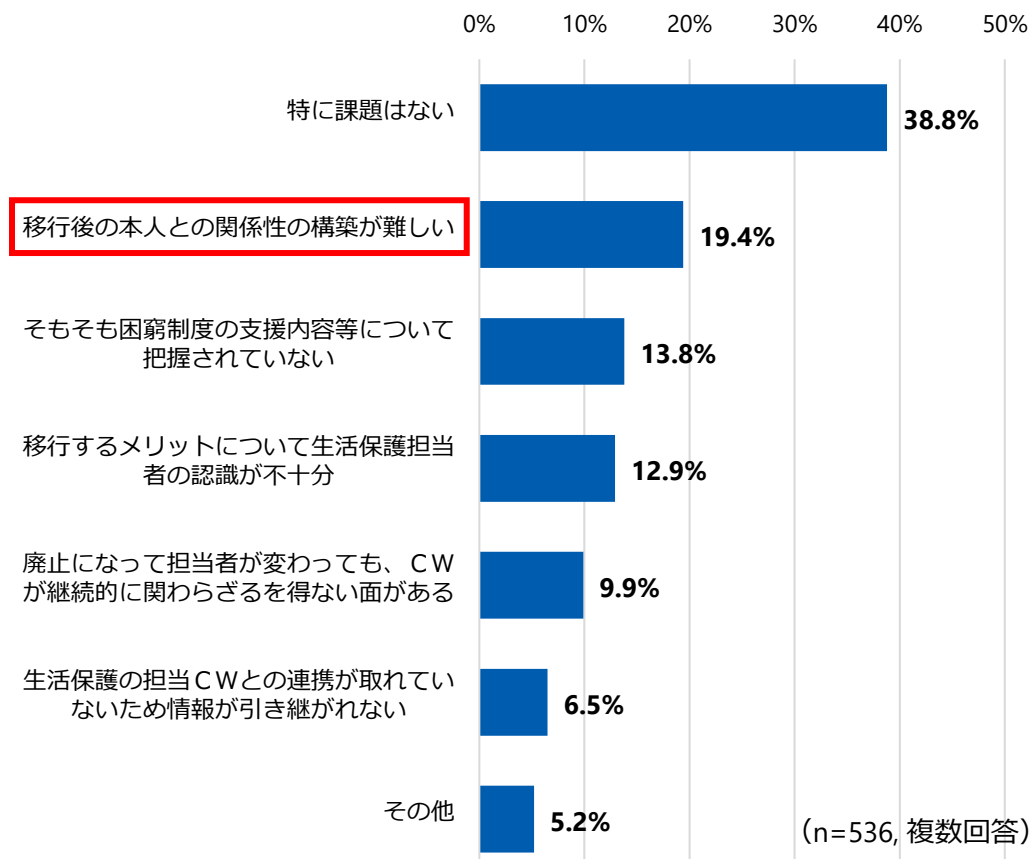
## 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケース



就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	118件（67.4%）
金銭管理に不安がある	77件（44.0%）
一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	70件（40.0%）
社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談できる人がいない	69件（39.4%）
その他	22件（12.6%）

（※）生活困窮者自立支援統計システムより、スクリーニングの結果、他の制度や専門機関で対応が可能でありつなぐこととされた件数のうち、生活保護担当部署につないだ件数を抽出。

## 移行にあたっての課題 （生活困窮者自立支援部局へのアンケート）

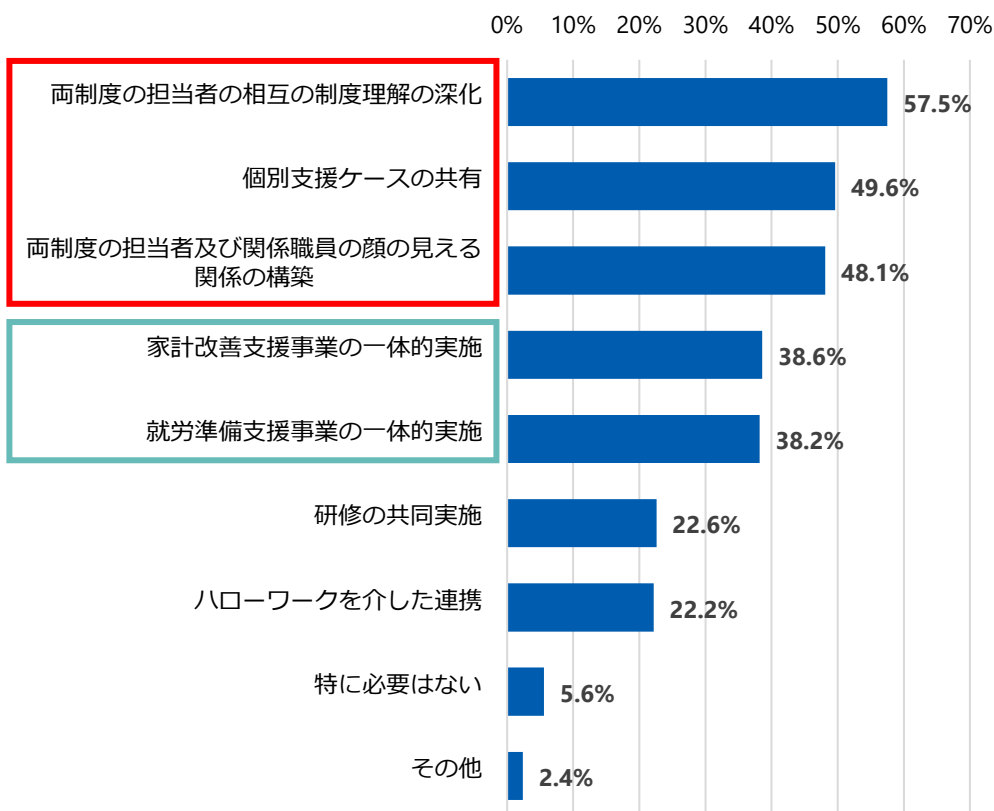


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

# 連携強化に向けた取組や両制度の共通点・相違点（両部局へのアンケート）

- 連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」、「個別支援ケースの共有」、「顔の見える関係の構築」の順に多かった。次いで、「就労準備支援事業の一体的実施」と「家計改善支援事業の一体的実施」についても4割近い回答があった。
- 困窮制度による支援と保護の実施は、自立に向けた支援であるという点で共通する一方、金銭給付の有無や、指導指示等の強制力の有無、就労意欲、支援期間、支援体制等の面で相違がある。

## 連携強化に必要な取組



## 困窮制度による支援と保護の実施の共通点・相違点（例）

### 【共通点】

- ・ 自立に向けた支援
- ・ 本人の尊厳の確保、本人の意思の尊重
- ・ 信頼関係の構築 等

### 【相違点】

- ・ 指導指示等の強制力の有無
- ・ 金銭給付の有無
- ・ 就労意欲（困窮制度のほうが全般的に高い）
- ・ 個人情報の把握の程度（資産調査等の有無）
- ・ 支援期間（被保護者は生活が保障されているため、時間をかけた支援が可能だが、生活困窮者はまとまった生活費が無い場合が多く、短期間で就労する必要）
- ・ 実施者（生活保護は自治体職員がケースワーカーとなるが、困窮制度は委託が多い）
- ・ 地域支援（地域づくり）や地域福祉の要素の有無
- ・ 困窮制度では医療面のフォローができない 等

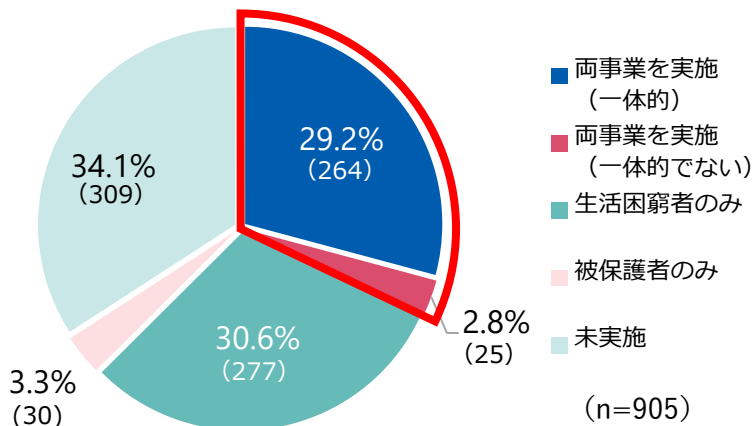
（自由記入欄より主な回答を要約）

# 両制度における就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施状況について

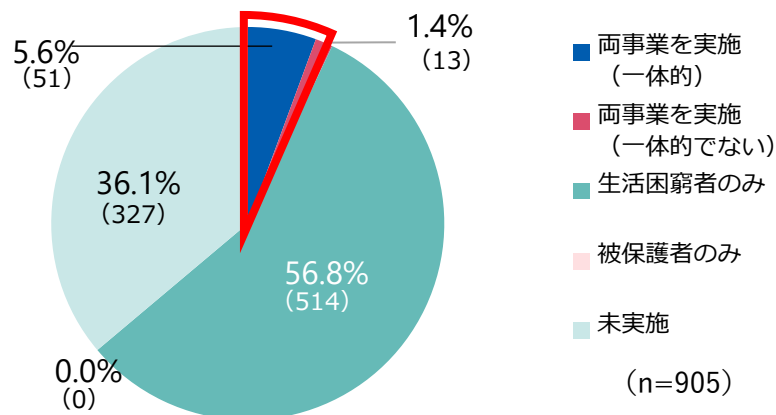
○ 就労準備支援事業と家計改善支援事業については、全自治体ベースで見れば未実施自治体が約1/3を占めるものの、両事業を実施している自治体では、大半の自治体で事業を一体的に実施している。

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合、異なる主体が連携して実施している場合等を指す。

## 1. 就労準備支援事業の一体的実施（令和2年度）



## 2. 家計改善支援事業の一体的実施（令和2年度）

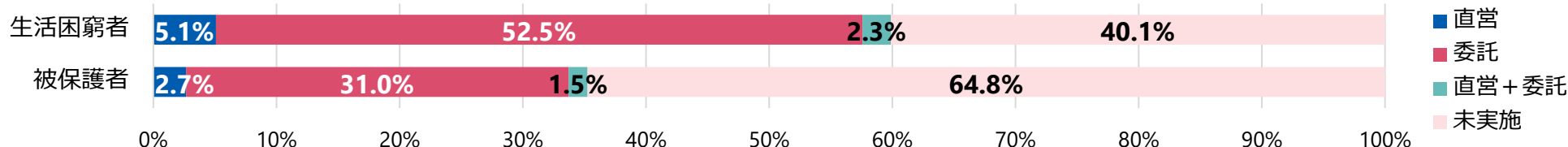


※ 出典：1は令和2年度事業実績調査と被保護者就労準備支援事業の実施状況を突合して算出。2は令和2年度事業実績調査と被保護者就労準備支援事業の実施状況を突合して算出。

※ 「一体的でない」の中には、回答のなかった自治体を含む。

## 3. 就労準備支援事業の実施形態

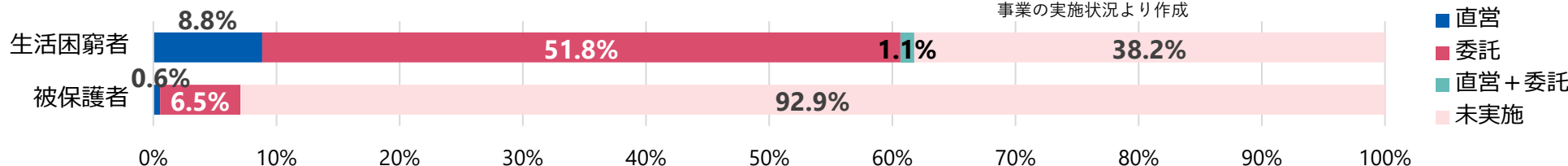
(生活困窮者：n=905；被保護者：n=905)



## 4. 家計改善支援事業の実施形態

(生活困窮者：n=905；被保護者：n=905)

※ 出典：3・4：生活困窮者は令和元年度事業実施状況調査（令和2年10月時点の実施状況）、被保護者は令和2年度被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業の実施状況より作成



# 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携体制の構築について

## 福井県 坂井市

### 1. 全体の体制について

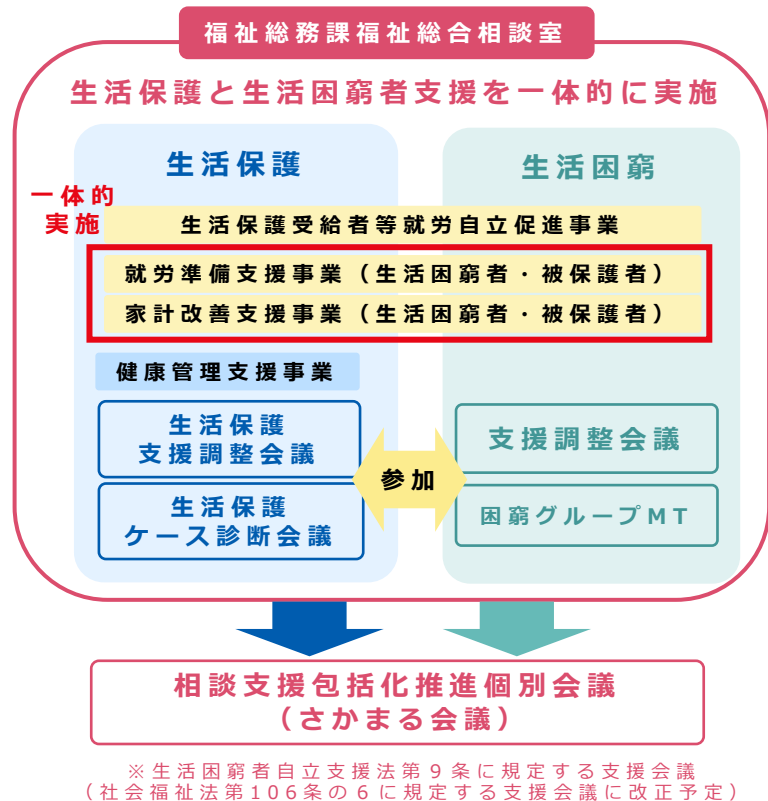
- 相談者の抱える課題が複雑化する中、様々な機関との連携を促進するため、令和3年度からの重層的支援体制整備事業の施行を契機に福祉総務課を設置し、生活困窮・生活保護を同じ課において実施。
- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、生活困窮・生活保護の各事業を同じ委託先に委託し、一体的に実施しているほか、生活保護及び生活困窮の会議に、行政の管理職と担当職員が参加。

### 2. 就労準備・家計改善の一体実施について

- 就労準備については、基本的に生活困窮者、被保護者でプログラムを併用しており、家計改善支援についても、同じ窓口において、共通の支援ツールを用いて支援を実施。

### 3. 一体実施の効果・課題

- 切れ目のない支援を行うことができる一方、制度が異なるため補助金の按分が必要であり、事務負担が生じているといった課題がある。



## その他の事例・効果

- 生活保護申請の却下・取下及び生活保護が廃止になった者に対して、必要に応じ、生活困窮者自立支援制度により、継続的に支援を実施。例えば、家計改善支援事業につなぐなどして、自分で家計管理ができるようにフォローアップ支援を行っている。【千葉県富里市】
- 就労準備支援事業の一部のプログラムや社会資源の開拓については、生活困窮・生活保護共通で実施し、開拓した情報を共有。事業を一体的に実施することで、効率的な人員配置も可能となる。【大阪府守口市】